学　生　便　覧

― 履修と学生生活のてびき ―

令和８（2026）年度入学者用

山形大学教育学部

学生の行動規範

（１）私たちは，大学の使命及び本学が掲げる基本理念を深く理解し，本学の構成員として学内規則を遵守するとともに，教職員等が行う教育，研究，医療及び社会貢献活動に協力します。

（２）私たちは，学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく，法令や社会規範を遵守し，積極的に社会に関わって行動します。

（３）私たちは，一人ひとりの人権と人格を尊重し，差別，偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。

（４）私たちは，学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み，自ら研鑽して豊かな人間性，高い倫理観，幅広い教養を身につけるとともに，高度で専門的な知識・技能を修得します。

（５）私たちは，知の共同体に集うものとして，これまで本学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。

（６）私たちは，研究活動の実施及び研究成果の発表においては，社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し，常に正直・誠実に判断し，行動します。

（７）私たちは，有意義で悔いのない大学生活を送るため，学生の本分を守り，健全な学生生活を習慣としつつ，豊かな人間関係を築くように努めます。

〈山形大学コンプライアンス指針　抜粋〉

目　　次

Ⅰ 教育学部の教育目標 …… 1

Ⅱ 学位授与方針，教育課程の編成・実施方針 …… 1

Ⅲ 概要 …… 3

Ⅳ 履修要項 …… 7

１．授業科目 …… 7

２．卒業要件 …… 7

３．各コース及びプログラムの授業科目・単位数一覧 …… 10

４．単位認定と成績評価 …… 32

５．履修手続き …… 32

６．履修における注意事項 …… 34

７．教育プログラム及びアドバンストプログラムの登録 …… 34

Ⅴ 修学支援体制 …… 36

Ⅵ 学生生活 …… 39

Ⅶ 教員免許状取得のための履修方法等 …… 41

Ⅷ 諸資格取得のための履修方法等 …… 54

Ⅸ 養護教諭特別別科 …… 58

Ⅹ 関係規則 …… 65

Ⅰ 教育学部の教育目標

【学部の目的】

「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」を使命とする総合大学である山形大学の教育学部として、相互尊重と相互理解を促進する安心・安全な場づくりの基盤の上に、多様な人々が互いに学び合う関係を築けるファシリテーターとして学校現場で活躍できるよう、以下に示す人材の養成を目的としています。

① 幅広い視野と探究心、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、独創性と柔軟性を持って山形県をはじめとする東北地方の各地域や学校における教育活動が直面する諸課題に取り組むことができる人材。

② 学校・家庭・地域の連携、地域社会のウェルビーイング増進についての基本的知識技能を持って学校教育に貢献できる実践的な人材。

【教育目標】

山形大学の教育目標を踏まえ、教育学部では、学校や地域社会におけるウェルビーイング増進と地域の教育課題の解消に関わる幅広い知識・技能を分野横断的に教授して、「地域の中で学び続ける子どもの育成」「教育を中心とする地域の諸課題の解消」「地域のウェルビーイング増進」を支え、地域の人々とともに、地域社会の持続的発展に取り組む実践性を備えた教員を養成することを目標としています。

Ⅱ 学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：ＤＰ）】

○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

山形大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育学部では基盤共通教育及び学部の専門教育を通じて、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「学士（教育学）」の学位を授与します。

１．豊かな人間性と社会性

（１）教育に対する使命感と情熱、問題意識を持ち、生涯にわたる発達に向けて自身の課題と向き合いながら積極的に学び続けることができる。

（２）教師として自他の生涯にわたる成長に関わる責務の重大さと地域社会のウェルビーイング増進に貢献する必要性に対する自覚に基づき、高い倫理観と責任感を伴った行動ができる。

（３）相互尊重と相互理解を促す安心・安全な場づくりの基盤の上に多様な人々が互いに学び合う関係を生み出すファシリテーターとして、教育を中心とする地域の諸課題の解消とウェルビーイング増進に取り組むことができる。

２．幅広い教養と汎用的技能

（１）学校教育及び学校・家庭・地域の連携、地域社会のウェルビーイング増進についての基本的知識がある。

（２）学校や地域社会におけるウェルビーイング増進のための個別最適な学習と協働的な学習の連携およびインクルーシブ教育を踏まえた指導力・実践力がある。

（３）デジタルテクノロジーを適切に活用しながら教育を中心とする地域の諸課題を踏まえた教材開発力及び教育を中心とする地域の諸課題の解消とウェルビーイング増進に柔軟で創造的な提案を行う力を身につけている。

（４）子どもの成長と学校教育を支える多様な人々や組織との連携を図り、多様な人々が互いに尊重し学びあう場づくりのためのコミュニケーション能力がある。

３．専門分野の知識と技能

（１）国や地域の教育政策の動向を踏まえ、地域社会のウェルビーイング増進につながる学校・地域・家庭が連携した教育を支えるために必要な専門的知識や技能を身につけている。

（２）専門分野の知識と技能を活用しながら教育を中心とする地域の諸課題の解消とウェルビーイング増進に取り組むことができる。

【教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：ＣＰ）】

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

山形大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、学生が体系的かつ主体的に学修できるように教育課程を編成し、これに従って教育を行います。

１．教育課程の編成・実施等

（１）基盤共通教育においては、１年次を中心に、「導入科目」、「基幹科目」、「教養科目」、「共通科目」をバランスよく履修し、広い視野・教養を得る。
また、「共通科目」では、３年一貫教育としてコミュニケーション・スキル１（英語）を履修し、英語活用能力の向上を促す。

（２）学部専門教育においては、専門教育科目を、「中心科目」、「基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の４つのカテゴリーに分類し、体系的・段階的に学ぶことができるように配置する。

（３）「中心科目」は、学部共通科目として位置づけ、教育を中心とする地域の諸課題およびウェルビーイング増進に資する諸科学について理解するための科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を総合的に活用しながらウェルビーイング増進の観点から地域の課題解消に向けて企画・運営・実行していく実践演習のための科目群とで編成する。

（４）基盤共通科目・専門教育科目の一部を「自由選択科目」として配置する。

（５）学校教育教員養成課程に小学校教員養成コース、中学校教員養成コース、理数系教員養成コース、心理支援系教員養成コースの４コースを設置し、各コースの教育目標に沿った教育プログラムを配置する他、教育プログラムの学修に追加するアドバンストプログラムとして各コースに教職大学院進学を前提にした６年一貫教育を行うチャレンジプログラムを、小学校教員養成コースと中学校教員養成コースに特別支援教育のスペシャリストの養成を行う特別支援教育プログラムを配置する。

２．教育方法

（１）基礎的かつ包括的な知識を習得する科目群と実践的かつ基礎技術を習得する科目群とを相互補完的に履修させ、知の実践力の育成を促す。

（２）主体的な課題発見・解決能力を培うために、学生主体の実習型・演習型授業を学年進行に伴って拡充する。

（３）人間性及び社会性の涵養を促進するために、協働による参加型・対話型授業を初年次から展開する。

３．教育評価

（１）学生自身による到達度の検証と自主的・自律的改善を可能にするような具体的な評価基準を策定し、学習成果を評価する。

（２）教育を中心とする地域の諸課題解消とウェルビーイング増進のために実践力を総合的に活用し、企画・運営・実行する主体性・自律性を評価する。

Ⅲ 概要

１．課程・コース

（課程）

本学部に次の課程を置き、定員を次のとおりとする。

学 校 教 育 教 員 養 成 課 程　145 名

学校教育教員養成課程に次のコースを置き、定員を次のとおりとする。

【小学校教員養成コース】　60 名

山形大学及び教育学部の教育目標を踏まえ、小学校教員養成コースでは、幼稚園・小学校や地域社会におけるウェルビーイング増進のための教材開発、個別最適な学習と協働的な学習の連携およびインクルーシブ教育に関わる幅広い知識・技能を分野横断的に教授して、学校・地域・家庭が連携した教育を支え、地域の人々とともに、地域社会の持続的発展に取り組むファシリテーション能力を備えた教員を養成することを目的とする。

【中学校教員養成コース】　45 名

山形大学及び教育学部の教育目標を踏まえ、中学校教員養成コースでは、中学校・高等学　校や地域社会におけるウェルビーイング増進のための教材開発、個別最適な学習と協働的な学習の連携およびインクルーシブ教育に関わる幅広い知識・技能を、教科専門を中心として発展的に教授して、学校・地域・家庭が連携した教育を支え、地域の人々とともに、地域社会の持続的発展に取り組む柔軟で創造的な提案力を備えた教員を養成することを目的とする。

【理数系教員養成コース】　25 名

山形大学及び教育学部の教育目標を踏まえ、理数系教員養成コースでは、学校や地域社会におけるウェルビーイング増進のための自然科学・情報教育に関する教材開発および個別最適な学習と協働的な学習の連携に関わる幅広い知識・技能を、分野横断的あるいは教科専門を中心として発展的に教授して、学校・地域・家庭が連携した教育を支え、地域の人々とともに、地域社会の持続的発展に取り組むデジタルテクノロジー活用力を備えた教員を養成することを目的とする。

【心理支援系教員養成コース】　15 名

山形大学及び教育学部の教育目標を踏まえ、心理支援系教員養成コースでは、幼稚園・小学校や地域社会におけるウェルビーイング増進のための個別最適な学習と協働的な学習の連携および学校の心理的問題解決に関わる幅広い知識・技能を分野横断的に教授して、学校・地域・家庭が連携した教育を支え、地域の人々とともに、地域社会の持続的発展に取り組む幼稚園・小学校における心理的支援の専門性を備えた教員を養成することを目的とする。

２．プログラム

各コースには、教育プログラム及びアドバンストプログラムを置く。

教育プログラムとは、基盤共通教育と学部専門教育を連動させた学士課程教育の 4 年間のプログラムであり、卒業要件に必要な主となる免許状に関わる履修科目と単位を規定するものである。アドバンストプログラムとは、より高い専門性を目指す学生を対象としたプログラムである。

原則として、所属コースで設置するプログラムを 1 つ選択し、学修する。なお、特別支援学校一種免許取得を希望する学生は特別支援教育プログラムを選択する。

各コースに以下のプログラムを置く。

【小学校教員養成コース】

○教育プログラム

初等教育プログラム

山形県初等教育プログラム（地域枠入学者向け）

○アドバンストプログラム

チャレンジプログラム（６年一貫教育　大学院進学希望者向け）

特別支援教育プログラム（特別支援学校教諭一種免許状取得希望者向け）

【中学校教員養成コース】
○教育プログラム
国語科教育プログラム
社会科教育プログラム
英語科教育プログラム
音楽科教育プログラム
美術科教育プログラム
保健体育科教育プログラム
○アドバンストプログラム
チャレンジプログラム（６年一貫教育　大学院進学希望者向け）
特別支援教育プログラム（特別支援学校教諭一種免許状取得希望者向け）
【理数系教員養成コース】
○教育プログラム
初等理数教育プログラム
山形県初等理数教育プログラム（地域枠入学者向け）
中等理科教育プログラム
中等数学科教育プログラム
○アドバンストプログラム
チャレンジプログラム（６年一貫教育　大学院進学希望者向け）
【心理支援系教員養成コース】
○教育プログラム
心理支援教育プログラム
○アドバンストプログラム
チャレンジプログラム（６年一貫教育　大学院進学希望者向け）

３．プログラム概要

（１）教育プログラム

【小学校教員養成コース】

○初等教育プログラム

校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた小学校教育のスペシャリストを養成する。小一種免許状（必須）。中・高一種免許状（国語科、社会科、英語科、音楽科、美術科、保健体育科。高校社会は地歴科、公民科）または幼一種免許状の取得を推奨する。

○山形県初等教育プログラム（地域枠入学者向け）

初等教育プログラムの学修に加えて山形県の教育課題に関わる実践的な少人数学習による「しなやかに」そだつ・そだてる、地域と「ゆたかに」つなぐ・つながる山形県小学校教員を養成する。小一種免許状（必須）。中・高一種免許状（国語科、社会科、英語科、音楽科、美術科、保健体育科。高校社会は地歴科、公民科）または幼一種免許状の取得を推奨する。

【中学校教員養成コース】

○国語科教育プログラム

国語科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。国語科の中一種免許状（必須）。国語科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

○社会科教育プログラム

社会科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。社会科の中一種免許状（必須）。地歴科、公民科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

○英語科教育プログラム

英語科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。英語科の中一種免許状（必須）。英語科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

○音楽科教育プログラム
音楽科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。音楽科の中一種免許状（必須）。音楽科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

○美術科教育プログラム
美術科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。美術科の中一種免許状（必須）。美術科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

○保健体育科教育プログラム
保健体育科の専門性と教科等横断、校種間接続あるいは地域連携に対する理解を備えた中学校教員の養成。保健体育科の中一種免許状（必須）。保健体育科の高一種免許状または小一種免許状の取得を推奨する。

【理数系教員養成コース】
○初等理数教育プログラム
自然科学に対する広い専門性を有する小学校教育のスペシャリストを養成する。小一種免許状（必須）。数学科または理科の中・高一種免許状、または幼一種免許状の取得を推奨する。

○山形県初等理数教育プログラム（地域枠入学者向け）
初等理数教育プログラムの学修に加えて山形県の教育課題に関わる実践的な少人数学習による「しなやかに」そだつ・そだてる、地域と「ゆたかに」つなぐ・つながる山形県小学校教員を養成する。小一種免許状（必須）。数学科または理科の中・高一種免許状または幼一種免許状の取得を推奨する。

○中等理科教育プログラム
理科と情報科学に対する深い専門性を有する中学校教育のスペシャリストの養成。理科の中一種免許状（必須）。理科もしくは情報科の高一種免許状の取得を推奨する。

○中等数学科教育プログラム
数学科と情報科学に対する深い専門性を有する中学校教育のスペシャリストの養成。数学科の中一種免許状（必須）。数学科もしくは情報科の高一種免許状の取得を推奨する。

【心理支援系教員養成コース】
○心理支援教育プログラム
学校現場での心理的援助に対する専門性を有する小学校教育のスペシャリストを養成する。小一種免許状（必須）。准学校心理士資格に必要な科目の履修を推奨するとともに公認心理師受験に必要な科目を開設する。

（2）アドバンストプログラム

○チャレンジプログラム
各コース教育プログラムの 4 年間のカリキュラムと教職大学院の 2 年間のカリキュラムを接続し、学校現場が直面する複雑な課題に対応できる高度な専門性の育成を目指す、6 年一貫カリキュラムである。3 年次の履修資格審査を経て、4 年次に教職大学院の授業科目を先行履修することができ、大学院に在籍する現職教員院生と学び合う機会を得ることができる。なお、大学院入学時の入学金は免除となる。ただし、山形県初等教育プログラム生と山形県初等理数教育プログラム生はチャレンジプログラムを履修することができない。

○特別支援教育プログラム
小学校教員養成コースおよび中学校教員養成コースの各教育プログラムに加えて特別支援教育に関わる授業科目を履修することにより、学校現場のニーズに対応できる特別支援学校教員、あるいは特別支援学級や通級による指導を担当する教員の資質能力獲得を目指す。特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の取得を推奨する。なお、チャレンジプログラムと特別支援教育プログラムの両方を選択することも可能である。

５．カリキュラム

本学部の学校教育教員養成課程では、相互尊重と相互理解を促進する安心・安全な場づくりの基盤の上に、多様な人々が互いに学び合う関係を築けるファシリテーターとしての教員を養成することを目指す。教員は、授業を行うだけでなく、生徒の成長を促し、課題を抱える生徒をサポートし、学校全体を運営する役割を担う。そのため、学校教員養成課程では、教育に関する専門知識を教えるだけでなく、コミュニケーション能力や問題解決能力、共感力、倫理観など、教員として必要な幅広い資質・能力を育む。そのため、教育を中心とする地域の諸課題の解決とウェルビーイング増進に積極的に取り組むことができる教員を養成することを目標とする。地域の実情を踏まえ、多様な生徒のニーズに応え、より良い教育を創造できる教員を輩出するため、教育課程は体系的に構成されている。

６．卒業までの流れ

年次	時期	事項
１年次	４月初旬	・入学 ・新入生オリエンテーション ・履修計画の作成 ・教育プログラム（卒業要件となるカリキュラム及び主となる教育職員免許状（教科））の決定。
	５月中旬	・チャレンジプログラム（６年一貫教育）の履修申請開始
	10 月	・オリエンテーション（アドバイザーと面談）
	２月１日～ ２月末日まで	・教育プログラム（卒業要件となるカリキュラム及び主となる教育職員免許状（教科））の変更申請
	２月１日～ ２月末日まで	・特別支援教育プログラムの履修申請（追加申請不可）
２年次	４月	・オリエンテーション（アドバイザーと面談）
	10 月～	・研究室（ゼミ）配属のための説明会とアドバイザーとの面談
	１月～２月頃	・研究室（ゼミ）配属の説明会と希望申請
		・卒業要件となる教員免許の教育実践基礎実習の履修
３年次	４月	・特別課題演習の履修開始
		・卒業要件となる教員免許の教育実践実習の履修
４年次	４月	・卒業研究の履修開始
	１月～２月頃	・卒業研究発表会
	３月下旬	・卒業

Ⅳ 履修要項

山形大学学部規則及び山形大学科目履修規程に基づく山形大学教育学部における授業科目，単位数、授業時間数及び専門教育科目の履修方法並びに専門教育に関する必要な事項は、山形大学学部規則に定めるもののほか、この要項によるものとする。この要項の改正は、教授会の議による。教授会は、必要に応じ、この要項に対する特例を定めることができる。

１．授業科目

本学部の授業科目は、基盤共通教育科目、専門教育科目、自由選択科目（自由科目）に区分される。基盤共通教育科目は、導入科目、基幹科目、教養科目、共通科目からなる。専門教育科目は中心科目、基礎科目、専門科目及び発展科目からなる。基盤共通教育科目の詳細については『基盤共通教育案内』にされている。専門教育科目及び自由選択科目（自由科目）については本便覧に記載されている。

２．卒業要件

本学部を卒業するためには、本学に４年以上在学（ただし、８年を超えることはできない。また、休学期間は、在学期間に算入しない。）し、下表に示す卒業に必要な単位数及び各コースの主となる免許校種（教科）を取得できる単位を修得しなければならない。卒業の資格判定は教授会が行う。

表　学校教育教員養成課程の最低修得単位数

科目 / コース	基盤共通教育科目				専門教育科目				自由選択科目	総計
	導入科目	基幹科目	教養科目	共通科目	中心科目	基礎科目	専門科目	発展科目		
小学校教員養成コース	5	6	4	20	10	38	25	8	14	130
中学校教員養成コース	5	6	4	20	10	30	26	8	21	130
理数系教員養成コース（小学校）	5	6	4	20	10	40	20	15	10	130
理数系教員養成コース（中学校）	5	6	4	20	10	26	35	14	10	130
心理支援系教員養成コース	5	6	4	20	8	42	27	12	6	130

・小学校教員養成コース、理数系教員養成コース（小学校）及び心理支援系教員養成コースは卒業要件として、小学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。
・中学校教員養成コース、理数系教員養成コース（中学校）については、卒業要件として、主となる免許教科の中学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

注）「こども性暴力防止法」にかかる教育実習科目の履修制限について

令和６年６月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」）が成立し、この法律の施行日（令和８年 12 月 25 日）以降、教育実習等の学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。この手続きにより当該前科が確認された学生は、教育実習等を行うことができません。教育学部においては、教育実習等の単位が卒業に必須となっているため、卒業要件を満たすことができません。

２－１．基盤共通教育科目の卒業要件と履修方法

基盤共通教育科目については、以下の要件を満たすよう履修、単位を修得しなければならない。

基盤共通教育科目の履修

導入科目	「スタートアップセミナー」、「みずから学ぶ」及び「学部導入セミナー」を含めて５単位以上を修得すること。
基幹科目	「人間を考える・共生を考える」、「山形から考える」及び「現代を生きる」の各領域から、それぞれ１科目２単位ずつの計６単位を修得すること。
教養科目及び共通科目	教養科目は、『文化と社会』領域の「日本国憲法」２単位及び『自然と科学』領域から２単位以上を含めて、４単位以上修得すること。 共通科目は、『情報科学』領域から「情報処理」２単位及び「データサイエンス(基礎)」２単位、『健康・スポーツ』領域から「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、または「スポーツセミナー」を含めて２単位以上を修得すること。 また、『コミュニケーション・スキル1』領域※（英語１：「総合英語」（２単位)、「コミュニカティブ英語」（２単位） 英語２：「発展英語Ａ」（２単位)、「発展英語Ｂ」（２単位） 英語３：「発展英語Ｃ」（２単位)）10単位及び『コミュニケーション・スキル２』領域(１か国語)４単位を修得すること。

英語１、英語２、英語３の詳細については『基盤共通教育案内』のコミュニケーション・スキル１（英語）に関する記載事項を参照。

２－２．専門教育科目の卒業要件と履修方法

専門教育科目の区分は以下の通りである。

・中心科目：学部共通科目として位置づけ、教育を中心とする地域の諸課題およびウェルビーイング増進に資する諸科学について理解するための科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を総合的に活用しながらウェルビーイング増進の観点から地域の課題解消に向けて企画・運営・実行していく実践演習のための科目群とで編成する。
・基礎科目：各コースが養成する人材像を理解させると共に、その実現のために必要とされる基礎的な知識と技能とを習得させ、特に論理的な思考力の育成を目指す。
・専門科目：演習･実習科目や高度な専門知識の習得を目的とする科目を配置し、分析力を向上させると共に、習得した知識技能を総合して実践する力を育成する。
・発展科目：自らの志望や適性に応じて学生に選択させ、総合的且つ実践的な問題解決能力を育成する。「特別課題演習」及び「卒業研究」を含む。

なお、「２．卒業要件」に定める「卒業に必要な単位数及び各コースの主となる免許校種（教科）を取得できる単位修得（pp. 41-48 参照）」に関わる専門教育科目の卒業要件と履修方法の詳細については、各コース及びプログラム別に定める。詳細については pp. 10-31 に記載する。

２－３．小学校教員養成コースの山形県初等教育プログラム及び理数系教員養成コースの山形県初等理数教育プログラムの修了要件

小学校教員養成コースの山形県初等教育プログラム及び理数系教員養成コースの山形県初等理数教育プログラムについては、プログラム修了のために以下の科目を修得しなければならない。

【山形県初等教育プログラム及び山形県初等理数教育プログラム】

中心科目：「情報システムと教育」、「生涯学習論」、「フィールドプロジェクト」
基礎科目：「算数の基礎」、「外国語の基礎」
専門科目：「地域教育実践演習Ⅰ」、「地域教育実践演習Ⅱ」、「地域教育実践演習Ⅲ」、「地域教育実践演習Ⅳ」、「教職キャリア形成Ⅰ」及び「教職キャリア形成Ⅱ」
発展科目：「地域学校協働インターンシップ」

なお、卒業予定年度の開始前までに上記科目のうち７科目以上の科目を修得できない者は、小学校教員養成コースの山形県初等教育プログラムから初等教育プログラムへ、理数系教員養成コースの山形県初等理数教育プログラムから初等理数教育プログラムへプログラム変更を行う。

２－４．自由選択科目（自由科目）について

自由選択科目（自由科目）については、以下のとおりである。

（１）他大学、他学部、他コースで修得した科目。
（２）ｐ．７の表に示す「基盤共通教育科目」及び「専門教育科目」の各区分の卒業要件に必要な最低修得単位を超えて修得した科目。
（３）「３．各コース及びプログラムの授業科目・単位数一覧」に示す自由選択科目。

２－５．「特別課題演習」及び「卒業研究」について

特別課題演習及び卒業研究等の指導教員は、原則として所属コースの教員とする。
ただし、必要な場合は、他コースの教員等も可とする。
特別課題演習及び卒業研究等に係る下記のものについては、指定の方法で期日までに提出。
ただし、提出期日が土・日にあたる場合は金曜日に繰り上げる。

特別課題演習・指導教員事前届 *学習開発デザインセミナー・指導教員事前届	３年次の４月 30 日正午まで
卒業研究題目届 *教職実践基礎プレゼンテーション題目届	４年次の４月 30 日正午まで
卒業研究 *教職実践基礎プレゼンテーション	４年次の１月 31 日正午まで

（注）*はチャレンジ・プログラムでの名称
（注）４年以上在籍した者は、９月卒業も可能である。
その場合の卒業研究等の提出期日は、７月 31 日正午までとする。

２－６．学位

本学部の卒業者には、学士(教育学)が授与される。

３.各コース及びプログラムの授業科目・単位数一覧

次頁以降に各コース及び教育プログラムにおける必修科目、選択必修科目、選択科目や開講学年、開講期を示す。なお、各コース及びプログラムに定める卒業要件や授業科目・単位数の留意事項は以下のとおりである。

３－１　小学校教員養成コース pp. 11-14

（１）一覧に示す必修科目・選択必修科目のほかに卒業要件に定める小学校教員免許状取得のために必要な科目及び単位については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を必ず確認すること。

（２）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として科目名「〇〇の基礎」から 4 単位以上を修得しなければならない。

（３）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「教育社会学」または「教育経営学」を修得しなければならない。

（４）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件としてチャレンジプログラム履修者は「学習開発デザインセミナーⅠ」、「学習開発デザインセミナーⅡ」及び「教職実践基礎プレゼンテーション」を修得しなければならない。
それ以外のプログラム履修者については「特別課題演習Ⅰ」、「特別課題演習Ⅱ」及び「卒業研究」を修得しなければならない。

（５）主となる小学校免許のほかに小学校教員養成コースで取得可能な副免許状取得のための科目については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を参照すること。

（６）特別支援学校教諭一種免許状を取得するための科目を履修できるのは「特別支援教育プログラム」を履修している者に限る。

表１ 小学校教員養成コース　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
中心科目	教育原論	2		講義	2								
	発達心理学	2		講義		2							
	特別支援教育総論	2		講義		2							
	情報社会論		1	講義	2								ターム制
	情報倫理		1	講義	2								ターム制
	情報システムと教育		2	講義			2						
	男女共同参画社会と教育		2	講義			2						
	地域社会とウェルビーイング		2	講義				2					
	学校・地域における食育		2	講義			2						
	生涯学習論		2	講義				2					
	フィールドプロジェクト		4	演習					通年				
基礎科目	国語の基礎		②	講義		2							＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	社会の基礎		②	講義	2								＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	算数の基礎		②	講義			2						＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	理科の基礎（実験を含む）		②	講義・実験						2			＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	生活の基礎		②	講義	2								＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	音楽の基礎	2		講義			2						
	図画工作の基礎	2		講義			2						
	体育の基礎	2		講義			2						
	家庭の基礎		②	講義			2						＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	外国語の基礎		②	講義		2							＊　＊がついている科目から4単位以上修得
	初等教科教育法Ⅰ（国語）	1		特別演習			2						
	初等教科教育法Ⅰ（社会）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（算数）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（理科）	1		特別演習				2					
	初等教科教育法（生活）	2		演習		2							
	初等教科教育法（音楽）	2		演習				2					
	初等教科教育法（図画工作）	2		演習				2					
	初等教科教育法（体育）	2		演習				2					
	初等教科教育法（家庭）	2		演習				2					
	初等教科教育法（外国語）	2		演習				2					
	教職論	2		講義	2								
	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		講義			2						
	道徳教育の理論と実践	2		講義				2					
	学習心理学		2	講義			2						
	総合的な学習の時間論	2		講義				2					
	教育臨床体験（介護等体験）	2		実習			集中						
	教育実践基礎実習（幼・小）	1		実習			1週間						
	教育実践基礎実習（中・高）		1	実習					1週間				
	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）	1		実習			集中（30ｈ）						
	教育実践実習事前・事後指導（中・高）		1	実習					集中（30ｈ）				
専門科目	初等教科教育法Ⅱ（国語）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（社会）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（算数）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（理科）	1		特別演習					2				
	教育課程編成論	2		講義					2				
	特別活動論	2		講義					2				
	生徒指導・進路指導	2		講義					2				
	教育相談	2		講義						2			
	教育社会学		②	講義				2					「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教育経営学		②	講義					2				「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教員になるための学校防災	2		講義					2				
	地域社会の教育計画		2	講義						2			
	教材開発演習		2	演習						2			
	教育実践実習A	3		実習					3週間				
	教育実践実習B		3	実習							3週間		
	教育実践実習C		2	実習							2週間		
	教職実践演習	2		演習								2	
	教職大学院への招待		2	講義			2						チャレンジプログラム　履修推奨科目
	学習開発フィールドワーク		2	実習				2					チャレンジプログラム　履修推奨科目
	地域教育実践演習Ⅰ		2	演習	通年								山形県初等教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅱ		2	演習			通年						山形県初等教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅲ		2	演習					通年				山形県初等教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅳ		2	演習							通年		山形県初等教育プログラムのみ履修可能
	教職キャリア形成Ⅰ		1	演習	集中								山形県初等教育プログラムのみ履修可能
	教職キャリア形成Ⅱ		1	演習					集中				山形県初等教育プログラムのみ履修可能
発展科目	学校経営と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学校図書館メディアの構成　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学習指導と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	読書と豊かな人間性　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	情報メディアの活用　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	社会教育論		2	講義			2						社会教育主事資格科目

表１ 小学校教員養成コース　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	生涯学習支援論Ａ		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論Ｂ		2	講義				2					社会教育主事資格科目
	社会教育経営論Ａ		2	講義					2				社会教育主事資格科目
	社会教育経営論Ｂ		2	講義						2			社会教育主事資格科目
	社会教育団体論　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育施設　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育実習		2	演習			2						社会教育主事資格科目
	社会教育演習		2	演習					2				社会教育主事資格科目
	社会教育課題研究		2	演習						2			社会教育主事資格科目
	博物館学（概論）		2	講義	2								学芸員資格科目
	博物館学（経営論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	博物館学（資料論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	障害児教育総論		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の心理・生理・病理		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	発達障害児の心理・生理・病理		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	障害児の発達		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	障害児の心理研究法		2	講義					2				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	肢体不自由児の心理・生理・病理　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	病虚弱児の心理・生理・病理　◇		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の教育		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の教育経営		2	講義					通年				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	肢体不自由児の教育		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	病虚弱児の教育　◇		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	視覚障害児の心理と教育　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	聴覚障害児の心理と教育　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	発達障害・重複障害児の教育		2	講義					2				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）		4	実習							3週間		特別支援教育プログラムのみ履修可能
	保育内容（健康）		2	講義				2					
	保育内容（人間関係）		2	講義					2				
	保育内容（表現A）		2	講義					2				
	保育内容（表現B）		2	講義					2				
	保育内容（言葉）		2	講義					2				
	保育内容（環境）		2	講義				2					
	幼児と言葉		1	講義			2						ターム制
	幼児と環境		1	講義・演習			2						ターム制
	幼児と人間関係		1	講義			2						ターム制
	幼児と表現A		1	講義				2					ターム制
	幼児と表現B		1	講義				2					ターム制
	幼児と健康		1	講義			2						ターム制
	幼児教育指導法		2	講義				2					
	幼児の理解		2	講義					2				
	幼稚園実習		2	実習								2	
	言語文化基礎論		2	講義	2								
	国語学概論		2	講義		2							
	日本文学概論Ⅰ		2	講義		2							
	国語科教育法		2	講義			2						
	国語学演習Ⅰ		2	演習			2						
	国語学講義		2	講義			2						
	日本文学概論Ⅱ		2	講義			2						
	漢文学概論		2	講義			2						
	書道実技Ⅰ		1	特別演習			2						
	国語の教材分析A		2	講義				2					
	国語学演習Ⅱ		2	演習				2					
	日本文学講読		2	講義				2					
	漢文学講読		2	講義				2					
	書道実技Ⅱ		1	特別演習				2					
	国語の教材分析B		2	講義					2				
	日本文学演習Ⅰ		2	演習					2				
	漢文学演習Ⅰ		2	演習					2				
	国語科実践演習		2	演習						2			
	日本文学演習Ⅱ		2	演習						2			
	漢文学演習Ⅱ		2	演習						2			
	国語学特別講義		2	講義							2		
	日本文学特別講義		2	講義							2		
	漢文学特別講義		2	講義							2		
	日本文化史概論		2	講義		2							
	日本史概論		2	講義			2						
	日本史講読		2	演習				2					
	日本史演習		2	演習					2				
	古文書学		2	演習					2				
	日本古代史概論		2	講義			2						
	日本近代史概論		2	講義					2				

表１ 小学校教員養成コース　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	東アジア史概論		2	講義				2					
	ヨーロッパ史概論		2	講義				2					
	内陸アジア史概論		2	講義						2			
	人文地理学概論		2	講義		2							
	地理学野外実習Ａ　◇		2	実習			4						
	地理学野外実習Ｂ　◇		2	実習			4						
	環境動態概論		2	講義			2						
	地誌学特論		2	講義				2					
	政治過程論		2	講義			2						
	国際法１		2	講義			2						
	グローバル・ガバナンス論1		2	講義			2						
	社会学概論		2	講義		2							
	社会と学力		2	講義				2					
	社会と文化		2	講義・演習					2				
	経済学概論		2	講義				2					
	マクロ経済学1		2	講義					2				
	哲学・倫理学概論		2	講義				2					
	哲学・倫理学基礎演習		2	演習					2				
	哲学・倫理学演習Ａ　◇		2	演習						2			
	哲学・倫理学演習Ｂ　◇		2	演習						2			
	心理学概論		2	講義	2								
	社会・地歴科教育法		2	講義			2						
	社会の教材分析Ａ		2	講義				2					
	社会・公民科教育法		2	講義				2					
	社会の教材分析Ｂ		2	講義					2				
	英語学概論		2	講義	2								
	英語学演習A		2	演習			2						
	英語学演習B		2	演習				2					
	英語学演習C		2	演習					2				
	第二言語習得論概論		2	講義			2						
	第二言語習得論演習		2	演習				2					
	英語文学概論		2	講義		2							
	英語文学演習A		2	演習			2						
	英語文学演習B		2	演習				2					
	児童英語文学論　◇		2	演習					2				
	現代英語文学論　◇		2	演習					2				
	英語表現（英会話）基礎		2	演習	2								
	英語表現（英会話）発展		2	演習		2							
	英語表現（英作文）		2	講義			2						
	異文化コミュニケーション概論		2	演習			2						
	異文化コミュニケーション特論　◇		2	演習				2					
	異文化コミュニケーション演習　◇		2	演習				2					
	英語科教育法		2	講義			2						
	英語の教材分析A		2	講義				2					
	英語の教材分析B		2	講義					2				
	英語科実践演習		2	演習						2			
	スポーツ社会学		2	講義			2						
	スポーツ文化論		2	講義					2				
	スポーツ心理学		2	講義				2					
	スポーツバイオメカニクス		2	講義				2					
	コーチング論		2	講義					2				
	スポーツ栄養学		2	講義				2					
	スポーツ生理学		2	講義			2						
	体育スポーツ実技（球技A）　◇		1	実習				2					
	体育スポーツ実技（球技B）　◇		1	実習				2					
	体育スポーツ実技（武道・ダンス）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（器械運動・陸上競技）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（水泳）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（冬季スポーツ）		1	実習		2							
	保健体育入門A		1	実習	2								
	保健体育入門B		1	実習		2							
	衛生・公衆衛生学		2	講義				2					
	学校保健		2	講義					2				
	保健体育科教育法		2	講義			2						
	保健体育の教材分析A		2	演習				2					
	保健体育の教材分析B		2	演習					2				
	保健体育科実践演習		2	演習						2			
	ソルフェージュ		2	演習	2								
	声楽A		2	演習		2							
	声楽B		2	演習			2						
	合唱基礎		2	演習			2						
	合唱応用		2	演習				2					

表1 小学校教員養成コース　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	日本音楽演習（歌唱）		1	演習					2				ターム制
	器楽A		2	演習		2							
	器楽B		2	演習			2						
	アンサンブル基礎		2	演習					2				
	アンサンブル応用		2	演習						2			
	日本音楽演習（器楽）		1	演習					2				ターム制
	指揮法		2	演習					2				
	音楽理論		2	講義		2							
	作曲法A		2	演習			2						
	作曲法B		2	演習				2					
	音楽史概論		2	講義	2								
	音楽科教育法		2	講義			2						
	音楽の教材分析A		2	講義				2					
	音楽の教材分析B		2	演習					2				
	音楽科実践演習		2	演習						2			
	造形基礎演習A		2	演習	2								
	造形基礎演習B　◇		2	演習		2							
	造形史概説		2	講義		2							
	絵画基礎　◇		2	演習		2							
	彫刻基礎		2	演習		2							
	デザイン基礎		2	演習		2							
	絵画表現演習　◇		2	演習				2					
	絵画応用演習　◇		2	演習				2					
	彫刻表現演習		2	演習			2						
	彫刻応用演習		2	演習				2					
	デザイン表現演習		2	演習			2						
	デザイン応用演習		2	演習				2					
	工芸演習　◇		2	演習			2						
	造形史特論		2	講義			2						
	日本美術史概説		2	講義			2						
	彫刻論		2	講義				2					
	生涯学習と造形		2	講義				2					
	美術科教育法		2	講義			2						
	美術の教材分析A　◇		2	講義			2						
	美術の教材分析B　◇		2	講義			2						
	美術科実践演習		2	演習					2				
	造形表現総合演習		2	演習					2				
	教育・学校心理学		2	講義		2							
	教育臨床体験（教育ボランティア）		2	実習			集中（60h）						
	教育臨床体験（適応教室）		2	実習							集中（60h）		
	地域学校協働インターンシップ		1	実習							集中（30h）		
	特別課題演習Ⅰ		②	演習					2				
	特別課題演習Ⅱ		②	演習						2			
	学習開発デザインセミナーⅠ		②	演習					2				チャレンジプログラム　必修
	学習開発デザインセミナーⅡ		②	演習						2			チャレンジプログラム　必修
	教職実践基礎プレゼンテーション		④	演習							通年		チャレンジプログラム　必修
	卒業研究		④	演習							通年		

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選択科目	博物館資料保存論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館展示論		2	講義						2			学芸員資格科目
	博物館教育論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館情報・メディア論		2	講義			2						学芸員資格科目
	博物館実習		3	実習					集中				学芸員資格科目

◇で示す科目は隔年開講

３－２　中学校教員養成コース pp. 16-20

（１）プログラム共通の必修科目、選択必修科目及び選択科目については「表２　中学校教員養成コース（プログラム共通）　授業科目・単位数一覧」（pp. 16-17）に示す。

（２）表２に示す単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「教育社会学」または「教育経営学」を修得しなければならない。

（３）表２に示す単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件としてチャレンジプログラム履修者は「学習開発デザインセミナーⅠ」、「学習開発デザインセミナーⅡ」及び「教職実践基礎プレゼンテーション」を修得しなければならない。
それ以外のプログラム履修者については「特別課題演習Ⅰ」、「特別課題演習Ⅱ」及び「卒業研究」を修得しなければならない。

（４）プログラム共通の必修科目・選択必修科目のほかに卒業要件として、履修選択した教育プログラム別の必修科目の単位を修得しなければならない。

【教育プログラム別卒業要件】
- 国語科教育プログラム履修者：表２－１（p. 18）に示す必修科目。
- 社会科教育プログラム履修者：表２－２（p. 18）に示す必修科目。
- 英語科教育プログラム履修者：表２－３（p. 19）に示す必修科目。
- 音楽科教育プログラム履修者：表２－４（p. 19）に示す必修科目。
- 美術科教育プログラム履修者：表２－５（p. 20）に示す必修科目。
- 保健体育科教育プログラム履修者：表２－６（p. 20）に示す必修科目。

なお、履修選択した教育プログラム以外の科目の単位を修得した場合は、専門教育科目の発展科目（選択科目）の単位として取り扱う。

（５）上記の卒業要件とは別に主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な科目及び単位については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を必ず確認すること。

（６）主となる免許教科の中学校の教育職員免許状のほかに中学校教員養成コースで取得可能な副免許状取得のための科目については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を参照すること。

（７）特別支援学校教諭一種免許状を取得するための科目を履修できるのは「特別支援教育プログラム」を履修している者に限る。

表２ 中学校教員養成コース（プログラム共通）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
中心科目	教育原論	2		講義	2								
	発達心理学	2		講義		2							
	特別支援教育総論	2		講義		2							
	情報社会論		1	講義	2								ターム制
	情報倫理		1	講義	2								ターム制
	情報システムと教育		2	講義			2						
	男女共同参画社会と教育		2	講義			2						
	地域社会とウェルビーイング		2	講義				2					
	学校・地域における食育		2	講義			2						
	生涯学習論		2	講義				2					
	フィールドプロジェクト		4	演習					通年				
基礎科目	教職論	2		講義	2								
	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		講義			2						
	道徳教育の理論と実践	2		講義				2					
	学習心理学		2	講義			2						
	総合的な学習の時間論	2		講義				2					
	教育臨床体験（介護等体験）	2		実習			集中						
	教育実践基礎実習（幼・小）		1	実習					1週間				
	教育実践基礎実習（中・高）	1		実習			1週間						
	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）		1	実習					集中（30ｈ）				
	教育実践実習事前・事後指導（中・高）	1		実習			集中（30ｈ）						
専門科目	教育課程編成論	2		講義					2				
	特別活動論	2		講義					2				
	生徒指導・進路指導	2		講義					2				
	教育相談	2		講義						2			
	教育社会学		②	講義				2					「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教育経営学		②	講義					2				「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教員になるための学校防災	2		講義					2				
	地域社会の教育計画		2	講義						2			
	教育実践実習A		3	実習							3週間		
	教育実践実習B	3		実習					3週間				
	教育実践実習C		2	実習							2週間		
	教職実践演習	2		演習								2	
	教職大学院への招待		2	講義			2						チャレンジプログラム　履修推奨科目
	学習開発フィールドワーク		2	実習				2					チャレンジプログラム　履修推奨科目
発展科目	学校経営と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学校図書館メディアの構成　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学習指導と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	読書と豊かな人間性　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	情報メディアの活用　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	社会教育論		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論A		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論B		2	講義				2					社会教育主事資格科目
	社会教育経営論A		2	講義					2				社会教育主事資格科目
	社会教育経営論B		2	講義						2			社会教育主事資格科目
	社会教育団体論　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育施設　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育実習		2	演習			2						社会教育主事資格科目
	社会教育演習		2	演習					2				社会教育主事資格科目
	社会教育課題研究		2	演習						2			社会教育主事資格科目
	博物館学（概論）		2	講義	2								学芸員資格科目
	博物館学（経営論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	博物館学（資料論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	障害児教育総論		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の心理・生理・病理		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	発達障害児の心理・生理・病理		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	障害児の発達		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	障害児の心理研究法		2	講義					2				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	肢体不自由児の心理・生理・病理　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	病虚弱児の心理・生理・病理　◇		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の教育		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	知的障害児の教育経営		2	講義					通年				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	肢体不自由児の教育		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	病虚弱児の教育　◇		2	講義				2					特別支援教育プログラムのみ履修可能
	視覚障害児の心理と教育　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	聴覚障害児の心理と教育　◇		2	講義			2						特別支援教育プログラムのみ履修可能
	発達障害・重複障害児の教育		2	講義					2				特別支援教育プログラムのみ履修可能
	特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）		4	実習							3週間		特別支援教育プログラムのみ履修可能
	国語の基礎		2	講義		2							
	社会の基礎		2	講義	2								
	生活の基礎		2	講義	2								
	音楽の基礎		2	講義			2						

表２ 中学校教員養成コース（プログラム共通）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	図画工作の基礎		2	講義			2						
	算数の基礎		2	講義			2						
	理科の基礎（実験を含む）		2	講義・実験						2			
	体育の基礎		2	講義			2						
	家庭の基礎		2	講義			2						
	外国語の基礎		2	講義		2							
	初等教科教育法Ⅰ（国語）		1	特別演習			2						
	初等教科教育法Ⅰ（社会）		1	特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（算数）		1	特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（理科）		1	特別演習				2					
	初等教科教育法（生活）		2	演習		2							
	初等教科教育法（音楽）		2	演習				2					
	初等教科教育法（図画工作）		2	演習				2					
	初等教科教育法（体育）		2	演習				2					
	初等教科教育法（家庭）		2	演習				2					
	初等教科教育法（外国語）		2	演習				2					
	初等教科教育法Ⅱ（国語）		1	特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（社会）		1	特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（算数）		1	特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（理科）		1	特別演習					2				
	教材開発演習		2	演習						2			
	教育・学校心理学		2	講義		2							
	教育臨床体験（教育ボランティア）		2	実習			集中（60h）						
	教育臨床体験（適応教室）		2	実習							集中（60h）		
	地域学校協働インターンシップ		1	実習							集中（30h）		
	特別課題演習Ⅰ		②	演習					2				
	特別課題演習Ⅱ		②	演習						2			
	学習開発デザインセミナーⅠ		②	演習					2				チャレンジプログラム　必修
	学習開発デザインセミナーⅡ		②	演習						2			チャレンジプログラム　必修
	教職実践基礎プレゼンテーション		④	演習							通年		チャレンジプログラム　必修
	卒業研究		④	演習							通年		

◇で示す科目は隔年開講

表２－１　中学校教員養成コース（国語科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	言語文化基礎論		2	講義	2								
	国語学概論	2		講義		2							
	国語学講義		2	講義			2						
	日本文学概論Ⅰ	2		講義		2							
	日本文学概論Ⅱ		2	講義			2						
	日本文学講読		2	講義				2					
	漢文学概論	2		講義			2						
	漢文学講読		2	講義				2					
	書道実技Ⅰ	1		特別演習			2						
	書道実技Ⅱ	1		特別演習				2					
	国語科教育法	2		講義			2						
専門科目	国語学演習Ⅰ		2	演習			2						
	国語学演習Ⅱ		2	演習				2					
	日本文学演習Ⅰ		2	演習					2				
	日本文学演習Ⅱ		2	演習						2			
	漢文学演習Ⅰ		2	演習					2				
	漢文学演習Ⅱ		2	演習						2			
	国語の教材分析A	2		講義				2					
	国語の教材分析B	2		講義					2				
	国語科実践演習	2		演習						2			
科目発展	国語学特別講義		2	講義							2		
	日本文学特別講義		2	講義							2		
	漢文学特別講義		2	講義							2		

注１）上記の必修科目のほかに主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」の28単位を満たすよう修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」に関する科目についてはpp.44-48を確認すること。

表２－２　中学校教員養成コース（社会科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	日本文化史概論		2	講義		2							
	日本史概論	2		講義			2						
	東アジア史概論	2		講義				2					
	ヨーロッパ史概論	2		講義				2					
	人文地理学概論	2		講義		2							
	環境動態概論	2		講義			2						
	政治過程論	2		講義			2						
	国際法１		2	講義			2						
	社会学概論	2		講義		2							
	経済学概論	2		講義				2					
	哲学・倫理学概論	2		講義				2					
	心理学概論		2	講義	2								
	社会・地歴科教育法	2		講義			2						
	社会・公民科教育法	2		講義				2					
専門科目	日本史講読		2	演習				2					
	日本史演習		2	演習					2				
	古文書学		2	演習					2				
	日本古代史概論		2	講義			2						
	日本近代史概論		2	講義					2				
	内陸アジア史概論		2	講義						2			
	地理学野外実習Ａ　◇		2	実習			4						
	地理学野外実習Ｂ　◇		2	実習			4						
	地誌学特論	2		講義				2					
	グローバル・ガバナンス論1		2	講義			2						
	社会と文化		2	講義・演習					2				
	マクロ経済学1		2	講義					2				
	哲学・倫理学基礎演習		2	演習					2				
	哲学・倫理学演習Ａ　◇		2	演習						2			
	哲学・倫理学演習Ｂ　◇		2	演習						2			
	社会の教材分析Ａ	2		講義				2					
	社会の教材分析Ｂ	2		講義					2				
発展科目	社会と学力		2	講義				2					

表２－３　中学校教員養成コース（英語科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	英語学概論	2		講義	2								
	第二言語習得論概論		2	講義			2						
	英語文学概論	2		講義		2							
	英語表現（英会話）基礎	2		演習	2								
	英語表現（英会話）発展		2	演習		2							
	英語表現（英作文）	2		講義			2						
	異文化コミュニケーション概論	2		演習			2						
	英語科教育法	2		講義			2						
専門科目	英語学演習A		2	演習			2						
	英語学演習B		2	演習				2					
	英語学演習C		2	演習					2				
	第二言語習得論演習		2	演習				2					
	英語文学演習A		2	演習			2						
	英語文学演習B		2	演習				2					
	児童英語文学論　◇		2	演習					2				
	現代英語文学論　◇		2	演習					2				
	異文化コミュニケーション特論　◇		2	演習				2					
	異文化コミュニケーション演習　◇		2	演習				2					
	英語の教材分析A	2		講義				2					
	英語の教材分析B	2		講義					2				
	英語科実践演習	2		演習						2			

注２）上記の必修科目のほかに主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」の28単位を満たすよう修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」に関する科目についてはpp.44-48を確認すること。

表２－４　中学校教員養成コース（音楽科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	ソルフェージュ	2		演習	2								
	声楽A	2		演習		2							
	合唱基礎		2	演習			2						
	器楽A	2		演習		2							
	アンサンブル基礎	2		演習					2				
	指揮法	2		演習					2				
	音楽理論	2		講義		2							
	作曲法A		2	演習			2						
	音楽史概論	2		講義	2								
	音楽アウトリーチ		2	演習			2						
専門科目	合唱応用		2	演習				2					
	日本音楽演習（歌唱）	1		演習					2				ターム制
	器楽B		2	演習			2						
	アンサンブル応用		2	演習						2			
	日本音楽演習（器楽）	1		演習					2				ターム制
	作曲法B		2	演習				2					
	声楽B		2	演習			2						
	総合表現演習		2	演習				2					
	音楽科教育法	2		講義			2						
	音楽の教材分析A	2		講義				2					
	音楽の教材分析B	2		演習					2				
	音楽科実践演習	2		演習						2			
科目発展	音楽表現基礎		2	演習					2				
	音楽表現応用		2	演習						2			

注３）上記の必修科目のほかに主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」の28単位を満たすよう修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」に関する科目についてはpp.44-48を確認すること。

表２－５　中学校教員養成コース（美術科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	造形基礎演習A	2		演習	2								
	造形基礎演習B　◇	2		演習		2							
	造形史概説	2		講義		2							
	絵画基礎　◇	2		演習		2							
	彫刻基礎	2		演習		2							
	デザイン基礎	2		演習		2							
	絵画表現演習　◇		2	演習				2					
	彫刻表現演習	2		演習			2						
	デザイン表現演習		2	演習			2						
	日本美術史概説	2		講義			2						
	生涯学習と造形	2		講義				2					
	美術科教育法	2		講義			2						
専門科目	絵画応用演習　◇		2	演習				2					
	彫刻応用演習		2	演習				2					
	デザイン応用演習		2	演習				2					
	工芸演習　◇		2	演習			2						
	造形史特論		2	講義			2						
	彫刻論		2	講義				2					
	美術の教材分析A　◇	2		講義			2						
	美術の教材分析B　◇	2		講義			2						
	美術科実践演習	2		演習					2				
発展科目	立体造形文化論		2	講義					2				
	造形表現総合演習		2	演習						2			

注４）上記の必修科目のほかに主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」の28単位を満たすよう修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」に関する科目についてはpp.44-48を確認すること。

表２－６　中学校教員養成コース（保健体育科教育プログラム）　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	スポーツ社会学		2	講義			2						
	スポーツ文化論		2	講義					2				
	スポーツ心理学		2	講義				2					
	スポーツバイオメカニクス	2		講義				2					
	コーチング論		2	講義					2				
	スポーツ栄養学		2	講義				2					
	スポーツ生理学	2		講義			2						
	体育スポーツ実技（球技A）　◇		1	実習				2					
	体育スポーツ実技（球技B）　◇		1	実習				2					
	体育スポーツ実技（武道・ダンス）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（器械運動・陸上競技）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（水泳）　◇		1	実習	2								
	体育スポーツ実技（冬季スポーツ）		1	実習		2							
	保健体育入門A	1		実習	2								
	保健体育入門B	1		実習		2							
専門科目	衛生・公衆衛生学	2		講義				2					
	学校保健	2		講義					2				
	保健体育科教育法	2		講義			2						
	保健体育の教材分析A	2		演習				2					
	保健体育の教材分析B	2		演習					2				
	保健体育科実践演習	2		演習						2			
発展科目	ライフステージとスポーツ		2	講義						2			
	スポーツ科学演習 I		2	演習					2				
	スポーツ科学演習 II		2	演習						2			
	スポーツ医科学		2	講義				2					

注５）上記の必修科目のほかに主となる免許教科の中学校の教育職員免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」の28単位を満たすよう修得すること。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)」に関する科目についてはpp.44-48を確認すること。

表２－７　自由選択科目

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選択科目	博物館資料保存論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館展示論		2	講義						2			学芸員資格科目
	博物館教育論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館情報・メディア論		2	講義			2						学芸員資格科目
	博物館実習		3	実習					集中				学芸員資格科目

３－３　理数系教員養成コース（小学校用）pp. 22-24

（１）一覧に示す必修科目・選択必修科目のほかに卒業要件に定める小学校教員免許状取得のために必要な科目及び単位については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を必ず確認すること。

（２）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「教育社会学」または「教育経営学」を修得しなければならない。

（３）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「STEAM 教育論」、「中等理科実験」、「教員になるためのプログラミング入門」、「マルチメディア入門」の４科目から２科目を修得しなければならない。

（４）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件としてチャレンジプログラム履修者は「学習開発デザインセミナーⅠ」、「学習開発デザインセミナーⅡ」及び「教職実践基礎プレゼンテーション」を修得しなければならない。
それ以外のプログラム履修者については「特別課題演習Ⅰ」、「特別課題演習Ⅱ」及び「卒業研究」を修得しなければならない。

（５）主となる小学校免許のほかに理数系教員養成コースで取得可能な副免許状取得のための科目については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を参照すること。

表３ 理数系教員養成コース(初等理数教育プログラム、山形県初等理数教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
中心科目	教育原論	2		講義	2								
	発達心理学	2		講義		2							
	特別支援教育総論	2		講義		2							
	情報社会論		1	講義	1								ターム制
	情報倫理		1	講義	1								ターム制
	情報システムと教育		2	講義			2						
	男女共同参画社会と教育		2	講義			2						
	地域社会とウェルビーイング		2	講義				2					
	学校・地域における食育		2	講義			2						
	生涯学習論		2	講義				2					
	フィールドプロジェクト		4	演習					通年				
基礎科目	国語の基礎		2	講義		2							
	社会の基礎		2	講義	2								
	算数の基礎	2		講義			2						
	理科の基礎（実験を含む）	2		講義・実験						2			
	生活の基礎		2	講義	2								
	音楽の基礎	2		講義			2						
	図画工作の基礎	2		講義			2						
	体育の基礎	2		講義			2						
	家庭の基礎		2	講義			2						
	外国語の基礎		2	講義		2							
	初等教科教育法Ⅰ（国語）	1		特別演習			2						
	初等教科教育法Ⅰ（社会）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（算数）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（理科）	1		特別演習				2					
	初等教科教育法（生活）	2		演習		2							
	初等教科教育法（音楽）	2		演習				2					
	初等教科教育法（図画工作）	2		演習				2					
	初等教科教育法（体育）	2		演習				2					
	初等教科教育法（家庭）	2		演習				2					
	初等教科教育法（外国語）	2		演習				2					
	教職論	2		講義	2								
	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		講義			2						
	道徳教育の理論と実践	2		講義				2					
	学習心理学		2	講義			2						
	総合的な学習の時間論	2		講義				2					
	教育臨床体験（介護等体験）	2		実習			集中						
	教育実践基礎実習（幼・小）	1		実習			1週間						
	教育実践基礎実習（中・高）		1	実習					1週間				
	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）	1		実習			集中（30ｈ）						
	教育実践実習事前・事後指導（中・高）		1	実習					集中（30ｈ）				
専門科目	初等教科教育法Ⅱ（国語）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（社会）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（算数）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（理科）	1		特別演習					2				
	教育課程編成論	2		講義					2				
	特別活動論	2		講義					2				
	生徒指導・進路指導	2		講義					2				
	教育相談	2		講義						2			
	教育社会学		②	講義				2					「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教育経営学		②	講義					2				「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教員になるための学校防災	2		講義					2				
	地域社会の教育計画		2	講義						2			
	教材開発演習		2	演習						2			
	教育実践実習A	3		実習					3週間				
	教育実践実習B		3	実習							3週間		
	教育実践実習C		2	実習							2週間		
	教職実践演習	2		演習								2	
	教職大学院への招待		2	講義			2						チャレンジプログラム　履修推奨科目
	学習開発フィールドワーク		2	実習				2					チャレンジプログラム　履修推奨科目
	地域教育実践演習Ⅰ		2	演習	通年								山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅱ		2	演習			通年						山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅲ		2	演習					通年				山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
	地域教育実践演習Ⅳ		2	演習							通年		山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
	教職キャリア形成Ⅰ		1	演習	集中								山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
	教職キャリア形成Ⅱ		1	演習					集中				山形県初等理数教育プログラムのみ履修可能
発展科目	学校経営と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学校図書館メディアの構成　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学習指導と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	読書と豊かな人間性　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	情報メディアの活用　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	社会教育論		2	講義			2						社会教育主事資格科目

表３ 理数系教員養成コース(初等理数教育プログラム、山形県初等理数教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	生涯学習支援論A		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論B		2	講義				2					社会教育主事資格科目
	社会教育経営論A		2	講義					2				社会教育主事資格科目
	社会教育経営論B		2	講義						2			社会教育主事資格科目
	社会教育団体論 ◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育施設 ◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育実習		2	演習			2						社会教育主事資格科目
	社会教育演習		2	演習					2				社会教育主事資格科目
	社会教育課題研究		2	演習						2			社会教育主事資格科目
	博物館学（概論）		2	講義	2								学芸員資格科目
	博物館学（経営論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	博物館学（資料論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	保育内容（健康）		2	講義				2					
	保育内容（人間関係）		2	講義					2				
	保育内容（表現A）		2	講義					2				
	保育内容（表現B）		2	講義					2				
	保育内容（言葉）		2	講義					2				
	保育内容（環境）		2	講義				2					
	幼児と言葉		1	講義			2						ターム制
	幼児と環境		1	講義・演習			2						ターム制
	幼児と人間関係		1	講義			2						ターム制
	幼児と表現A		1	講義				2					ターム制
	幼児と表現B		1	講義				2					ターム制
	幼児と健康		1	講義			2						ターム制
	幼児教育指導法		2	講義				2					
	幼児の理解		2	講義					2				
	幼稚園実習		2	実習								2	
	地学概論		2	講義		2							
	物理学概論		2	講義			2						
	生物学概論		2	講義			2						
	化学概論		2	講義			2						
	理科教育法		2	講義			2						
	地球環境史論		2	講義			2						
	地学実験		2	実験			4						
	理科の教材分析A		2	演習				2					
	化学実験		2	実験				4					
	物理学実験		2	実験				4					
	生物学演習		1	演習				2					ターム制
	理科の教材分析B		2	演習					2				
	STEAM教育論		②	講義・実験					2				
	生物学実験		2	実験					4				
	地学演習		1	演習					2				ターム制
	物理学演習		1	演習				2					ターム制
	理科実践演習		2	演習						2			
	化学演習		1	演習					2				ターム制
	中等理科実験		②	講義・実験						2			
	熱力学		2	講義					2				
	無機化学Ⅰ		2	講義					2				
	生態学Ⅰ		2	講義					2				
	地質・古生物学Ⅰ		2	講義					2				
	代数学概論		2	講義	2								
	解析学概論		2	講義		2							
	幾何学概論		2	講義		2							
	データサイエンス入門		2	講義			2						
	確率・統計学概論		2	講義			2						
	集合と位相Ⅰ		2	講義			2						
	微分積分Ⅰ		2	講義			2						
	数学科教育法		2	講義			2						
	教員になるためのプログラミング入門		②	講義			2						
	数学の教材分析A		2	講義				2					
	データ分析入門		2	講義				2					
	データ構造とアルゴリズム		2	講義				2					
	代数入門		2	講義				2					
	数学の教材分析B		2	講義					2				
	プログラミング		2	講義					2				
	コンピュータアーキテクチャ		2	講義					2				
	線形代数		2	講義					2				
	数理統計学		2	講義					2				
	微分積分Ⅱ		2	講義						2			
	数学科実践演習		2	講義						2			
	多変量解析		2	講義						2			
	マルチメディア入門		②	演習		2							

表３ 理数系教員養成コース(初等理数教育プログラム、山形県初等理数教育プログラム)　授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	社会と学力		2	講義				2					
	生涯学習と造形		2	講義				2					
	教育・学校心理学		2	講義		2							
	教育臨床体験（教育ボランティア）		2	実習			集中（60h）						
	教育臨床体験（適応教室）		2	実習							集中（60h）		
	地域学校協働インターンシップ		1	実習							集中（30h）		
	特別課題演習Ⅰ		②	演習					2				
	特別課題演習Ⅱ		②	演習						2			
	学習開発デザインセミナーⅠ		②	演習					2				チャレンジプログラム　必修
	学習開発デザインセミナーⅡ		②	演習						2			チャレンジプログラム　必修
	教職実践基礎プレゼンテーション		④	演習							通年		チャレンジプログラム　必修
	卒業研究		④	演習							通年		

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選択科目	離散幾何		2	講義						2			
	データ解析		2	講義						2			
	機械学習入門		2	講義					2				
	応用プログラミングA		2	講義				2					
	応用プログラミングB		2	講義					2				
	活用プログラミング		2	講義						2			
	博物館資料保存論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館展示論		2	講義						2			学芸員資格科目
	博物館教育論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館情報・メディア論		2	講義			2						学芸員資格科目
	博物館実習		3	実習					集中				学芸員資格科目

◇で示す科目は隔年開講

３－４　理数系教員養成コース（中学校用）pp. 26-28

（１）一覧に示す必修・選択必修科目のほかに卒業要件に定める、主となる免許教科の中学校の教育職員免許状のために必要な科目及び単位については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を必ず確認すること。

（２）単位を○で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「教育社会学」または「教育経営学」を修得しなければならない。

（３）卒業要件として中等理科教育プログラム履修者、中等数学科教育プログラム履修者は以下の科目の単位を修得しなければならない。

・中等理科教育プログラム履修者

基礎科目：「物理学概論」、「化学概論」、「生物学概論」、「地学概論」、「理科教育法」、「理科の教材分析Ａ」、「理科の教材分析Ｂ」、「初等教科教育法Ⅰ（理科）」

専門科目：「物理学実験」、「物理学演習」、「化学実験」、「化学演習」、「生物学実験」、「生物学演習」、「地学実験」、「地学演習」、「理科実践演習」、「初等教科教育法Ⅱ（理科）」

・中等数学科教育プログラム履修者

基礎科目：「代数学概論」、「解析学概論」、「幾何学概論」、「確率・統計学概論」、「データサイエンス入門」、「数学科教育法」、「数学の教材分析Ａ」、「数学の教材分析Ｂ」、「初等教科教育法Ⅰ（算数）」

専門科目：「初等教科教育法Ⅱ（算数）」、「数学科実践演習」

（４）単位を○で囲んでいる科目のうち、卒業要件としてチャレンジプログラム履修者は「学習開発デザインセミナーⅠ」、「学習開発デザインセミナーⅡ」及び「教職実践基礎プレゼンテーション」を修得しなければならない。

それ以外のプログラム履修者については「特別課題演習Ⅰ」、「特別課題演習Ⅱ」及び「卒業研究」を修得しなければならない。

（５）主となる免許教科の中学校の教育職員免許状のほかに理数系教員養成コースで取得可能な副免許状取得のための科目については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を参照すること。

表4 理数系教員養成コース(中等理科教育プログラム、中等数学科教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
中心科目	教育原論	2		講義	2								
	発達心理学	2		講義		2							
	特別支援教育総論	2		講義		2							
	情報社会論		1	講義	2								ターム制
	情報倫理		1	講義	2								ターム制
	情報システムと教育		2	講義			2						
	男女共同参画社会と教育		2	講義			2						
	地域社会とウェルビーイング		2	講義				2					
	学校・地域における食育		2	講義			2						
	生涯学習論		2	講義				2					
	フィールドプロジェクト		4	演習					通年				
基礎科目	算数の基礎		2	講義			2						
	理科の基礎（実験を含む）		2	講義・実験						2			
	物理学概論		2	講義			2						
	化学概論		2	講義			2						
	生物学概論		2	講義			2						
	地学概論		2	講義		2							
	理科教育法		2	講義			2						
	理科の教材分析A		2	演習				2					
	理科の教材分析B		2	演習					2				
	初等教科教育法Ⅰ（理科）		1	特別演習				2					
	代数学概論		2	講義	2								
	解析学概論		2	講義		2							
	幾何学概論		2	講義		2							
	確率・統計学概論		2	講義			2						
	データサイエンス入門		2	講義			2						
	数学科教育法		2	講義			2						
	数学の教材分析A		2	講義				2					
	数学の教材分析B		2	講義					2				
	初等教科教育法Ⅰ（算数）		1	特別演習		2							
	教職論	2		講義	2								
	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		講義			2						
	道徳教育の理論と実践	2		講義				2					
	学習心理学		2	講義			2						
	総合的な学習の時間論	2		講義				2					
	教育臨床体験（介護等体験）	2		実習			集中						
	教育実践基礎実習（幼・小）		1	実習					1週間				
	教育実践基礎実習（中・高）	1		実習			1週間						
	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）		1	実習					集中（30ｈ）				
	教育実践実習事前・事後指導（中・高）	1		実習			集中（30ｈ）						
専門科目	教育課程編成論	2		講義					2				
	特別活動論	2		講義					2				
	生徒指導・進路指導	2		講義					2				
	教育相談	2		講義						2			
	教育社会学		②	講義				2					「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教育経営学		②	講義					2				「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教員になるための学校防災	2		講義					2				
	地域社会の教育計画		2	講義						2			
	線形代数		2	講義					2				
	集合と位相Ⅰ		2	講義			2						
	微分積分Ⅰ		2	講義			2						
	データ分析入門		2	講義				2					
	数理統計学		2	講義					2				
	データ構造とアルゴリズム		2	講義				2					
	コンピュータアーキテクチャ		2	講義					2				
	教員になるためのプログラミング入門		2	講義			2						
	マルチメディア入門		2	演習		2							
	コンピュータネットワーク		2	講義				2					
	地球環境史論		2	講義			2						
	STEAM教育論		2	講義・実験					2				
	中等理科実験		2	講義・実験						2			
	情報科教育法Ⅰ		2	講義				2					
	情報科教育法Ⅱ		2	講義					2				
	物理学実験		2	実験				4					
	物理学演習		1	演習				2					
	化学実験		2	実験				4					
	化学演習		1	演習					2				
	生物学実験		2	実験					4				
	生物学演習		1	演習				2					
	地学実験		2	実験			4						
	地学演習		1	演習					2				
	理科実践演習		2	演習						2			

表4 理数系教員養成コース(中等理科教育プログラム、中等数学科教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門科目	初等教科教育法Ⅱ（理科）		1	特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（算数）		1	特別演習					2				
	数学科実践演習		2	演習						2			
	教育実践実習A		3	実習							3週間		
	教育実践実習B	3		実習					3週間				
	教育実践実習C		2	実習							2週間		
	教職実践演習	2		演習								2	
	教職大学院への招待		2	講義			2						チャレンジプログラム　履修推奨科目
	学習開発フィールドワーク		2	実習				2					チャレンジプログラム　履修推奨科目
発展科目	学校経営と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学校図書館メディアの構成　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学習指導と学校図書館　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	読書と豊かな人間性　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	情報メディアの活用　◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	社会教育論		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論A		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論B		2	講義				2					社会教育主事資格科目
	社会教育経営論A		2	講義					2				社会教育主事資格科目
	社会教育経営論B		2	講義						2			社会教育主事資格科目
	社会教育団体論　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育施設　◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育実習		2	演習			2						社会教育主事資格科目
	社会教育演習		2	演習					2				社会教育主事資格科目
	社会教育課題研究		2	演習						2			社会教育主事資格科目
	博物館学（概論）		2	講義	2								学芸員資格科目
	博物館学（経営論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	博物館学（資料論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	代数入門		2	講義				2					
	微分積分Ⅱ		2	講義						2			
	多変量解析		2	講義						2			
	プログラミング		2	講義					2				
	情報ネットワーク技術		2	講義					2				
	情報システム技術		2	講義					2				
	熱力学		2	講義					2				
	無機化学Ⅰ		2	講義					2				
	生態学Ⅰ		2	講義					2				
	地質・古生物学Ⅰ		2	講義					2				
	国語の基礎		2	講義		2							
	社会の基礎		2	講義	2								
	生活の基礎		2	講義	2								
	音楽の基礎		2	講義			2						
	図画工作の基礎		2	講義			2						
	体育の基礎		2	講義			2						
	家庭の基礎		2	講義			2						
	外国語の基礎		2	講義		2							
	初等教科教育法Ⅰ（国語）		1	特別演習			2						
	初等教科教育法Ⅰ（社会）		1	特別演習		2							
	初等教科教育法（生活）		2	演習		2							
	初等教科教育法（音楽）		2	演習				2					
	初等教科教育法（図画工作）		2	演習				2					
	初等教科教育法（体育）		2	演習				2					
	初等教科教育法（家庭）		2	演習				2					
	初等教科教育法（外国語）		2	演習				2					
	初等教科教育法Ⅱ（国語）		1	特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（社会）		1	特別演習					2				
	教材開発演習		2	演習						2			
	社会と学力		2	講義				2					
	生涯学習と造形		2	講義				2					
	教育・学校心理学		2	演習		2							
	教育臨床体験（教育ボランティア）		2	実習			集中（60h）						
	教育臨床体験（適応教室）		2	実習							集中（60h）		
	地域学校協働インターンシップ		1	実習							集中（30h）		
	特別課題演習Ⅰ		②	演習					2				
	特別課題演習Ⅱ		②	演習						2			
	学習開発デザインセミナーⅠ		②	演習					2				チャレンジプログラム　必修
	学習開発デザインセミナーⅡ		②	演習						2			チャレンジプログラム　必修
	教職実践基礎プレゼンテーション		④	演習							通年		チャレンジプログラム　必修
	卒業研究		④	演習							通年		

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選択科目	離散幾何		2	講義						2			
	データ解析		2	講義						2			
	機械学習入門		2	講義					2				
	応用プログラミングA		2	講義				2					
	応用プログラミングB		2	講義					2				
	活用プログラミング		2	講義						2			
	博物館資料保存論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館展示論		2	講義						2			学芸員資格科目
	博物館教育論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館情報・メディア論		2	講義			2						学芸員資格科目
	博物館実習		3	実習					集中				学芸員資格科目

◇で示す科目は隔年開講

３－５　心理支援系教員養成コース pp. 30-31

（１）一覧に示す必修科目・選択必修科目のほかに卒業要件に定める小学校教員免許状取得のために必要な科目及び単位については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を必ず確認すること。

（２）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として科目名「〇〇の基礎」から 4 単位以上を修得しなければならない。

（３）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件として「教育社会学」または「教育経営学」を修得しなければならない。

（４）単位を〇で囲んでいる科目のうち、卒業要件としてチャレンジプログラム履修者は「学習開発デザインセミナーⅠ」、「学習開発デザインセミナーⅡ」及び「教職実践基礎プレゼンテーション」を修得しなければならない。
それ以外のプログラム履修者については「特別課題演習Ⅰ」、「特別課題演習Ⅱ」及び「卒業研究」を修得しなければならない。

（５）主となる小学校免許のほかに心理支援系教員養成コースで取得可能な副免許状取得のための科目については p. 41 以降の「Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等」を参照すること。

表５ 心理支援系教員養成コース(心理支援教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
中心科目	教育原論	2		講義	2								
	発達心理学	2		講義		2							
	特別支援教育総論	2		講義		2							
	情報社会論		1	講義	2								ターム制
	情報倫理		1	講義	2								ターム制
	情報システムと教育		2	講義			2						
	男女共同参画社会と教育		2	講義			2						
	地域社会とウェルビーイング		2	講義				2					
	学校・地域における食育		2	講義			2						
	生涯学習論		2	講義				2					
	フィールドプロジェクト		4	演習					通年				
基礎科目	国語の基礎		②	講義		2							＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	社会の基礎		②	講義	2								＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	算数の基礎		②	講義			2						＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	理科の基礎（実験を含む）		②	講義・実験						2			＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	生活の基礎		②	講義	2								＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	音楽の基礎	2		講義			2						
	図画工作の基礎	2		講義			2						
	体育の基礎	2		講義			2						
	家庭の基礎		②	講義			2						＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	外国語の基礎		②	講義		2							＊ ＊がついている科目から4単位以上修得
	初等教科教育法Ⅰ（国語）	1		特別演習			2						
	初等教科教育法Ⅰ（社会）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（算数）	1		特別演習		2							
	初等教科教育法Ⅰ（理科）	1		特別演習				2					
	初等教科教育法（生活）	2		演習		2							
	初等教科教育法（音楽）	2		演習				2					
	初等教科教育法（図画工作）	2		演習				2					
	初等教科教育法（体育）	2		演習				2					
	初等教科教育法（家庭）	2		演習				2					
	初等教科教育法（外国語）	2		演習				2					
	心理学概論		2	講義	2								
	心理学統計法	2		講義		2							
	教育・学校心理学	2		講義		2							
	心理学実験		4	演習			4						
	認知心理学（知覚・認知心理学）		2	講義				2					
	学習心理学（学習・言語心理学）		2	講義			2						
	感情・人格心理学		2	講義			2						
	神経・生理心理学 ◇		2	講義				2					
	教職論	2		講義	2								
	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		講義			2						
	道徳教育の理論と実践	2		講義				2					
	学習心理学		2	講義			2						
	総合的な学習の時間論	2		講義				2					
	教育臨床体験（介護等体験）	2		実習			集中						
	教育実践基礎実習（幼・小）	1		実習			1週間						
	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）	1		実習			集中（30ｈ）						
専門科目	初等教科教育法Ⅱ（国語）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（社会）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（算数）	1		特別演習					2				
	初等教科教育法Ⅱ（理科）	1		特別演習					2				
	教育課程編成論	2		講義					2				
	特別活動論	2		講義					2				
	生徒指導・進路指導	2		講義					2				
	教育相談	2		講義						2			
	教育社会学		②	講義				2					「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教育経営学		②	講義					2				「教育社会学」または「教育経営学」を修得。
	教員になるための学校防災	2		講義					2				
	地域社会の教育計画		2	講義						2			
	教材開発演習		2	演習						2			
	心理学研究法		2	演習				2					
	臨床心理学概論	2		講義				2					
	福祉心理学		2	講義				2					
	障害者・障害児心理学 ◇		2	講義				2					
	心理的アセスメント	2		演習					2				
	心理学的支援法	2		講義					2				
	家族心理学（社会・集団・家族心理学）		2	講義						2			
	教育実践実習A	3		実習					3週間				
	教職実践演習	2		演習								2	
	教職大学院への招待		2	講義			2						チャレンジプログラム 履修推奨科目
	学習開発フィールドワーク		2	実習				2					チャレンジプログラム 履修推奨科目

表5 心理支援系教員養成コース(心理支援教育プログラム) 授業科目・単位数一覧

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
発展科目	産業・組織心理学 ◇		2	講義			2						
	司法・犯罪心理学 ◇		2	講義			2						
	健康・医療心理学		2	講義				2					
	人体の構造と機能及び疾病 ◇		2	講義				2					
	精神疾患とその治療 ◇		2	講義				2					
	公認心理師の職責		2	講義			2						
	関係行政論		2	講義						2			
	心理演習		2	演習					2				
	心理実習Ⅰ		1	実習						集中（45ｈ）			
	心理実習Ⅱ		1	実習							集中（45ｈ）		
	学校経営と学校図書館 ◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学校図書館メディアの構成 ◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	学習指導と学校図書館 ◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	読書と豊かな人間性 ◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	情報メディアの活用 ◇		2	講義					2				学校図書館司書教諭講習相当科目
	社会教育論		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論A		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	生涯学習支援論B		2	講義				2					社会教育主事資格科目
	社会教育経営論A		2	講義					2				社会教育主事資格科目
	社会教育経営論B		2	講義						2			社会教育主事資格科目
	社会教育団体論 ◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育施設 ◇		2	講義			2						社会教育主事資格科目
	社会教育実習		2	演習			2						社会教育主事資格科目
	社会教育演習		2	演習					2				社会教育主事資格科目
	社会教育課題研究		2	演習						2			社会教育主事資格科目
	博物館学（概論）		2	講義	2								学芸員資格科目
	博物館学（経営論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	博物館学（資料論）		2	講義				2					学芸員資格科目
	保育内容（健康）		2	講義				2					
	保育内容（人間関係）		2	講義					2				
	保育内容（表現A）		2	講義					2				
	保育内容（表現B）		2	講義					2				
	保育内容（言葉）		2	講義					2				
	保育内容（環境）		2	講義				2					
	幼児と言葉		1	講義			2						ターム制
	幼児と環境		1	講義・演習			2						ターム制
	幼児と人間関係		1	講義			2						ターム制
	幼児と表現A		1	講義				2					ターム制
	幼児と表現B		1	講義				2					ターム制
	幼児と健康		1	講義			2						ターム制
	幼児教育指導法		2	講義				2					
	幼児の理解		2	講義					2				
	幼稚園実習		2	実習								2	
	生涯学習と造形		2	講義				2					
	教育臨床体験（教育ボランティア）		2	実習			集中（60h）						
	教育臨床体験（適応教室）		2	実習							集中（60h）		
	地域学校協働インターンシップ		1	実習							集中（30h）		
	特別課題演習Ⅰ		②	演習					2				
	特別課題演習Ⅱ		②	演習						2			
	学習開発デザインセミナーⅠ		②	演習					2				チャレンジプログラム　必修
	学習開発デザインセミナーⅡ		②	演習						2			チャレンジプログラム　必修
	教職実践基礎プレゼンテーション		④	演習							通年		チャレンジプログラム　必修
	卒業研究		④	演習							通年		

区分	授業科目	単位		授業形態	開講週時間数								備考
					1年		2年		3年		4年		
		必	選		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
自由選択科目	博物館資料保存論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館展示論		2	講義						2			学芸員資格科目
	博物館教育論		2	講義					2				学芸員資格科目
	博物館情報・メディア論		2	講義			2						学芸員資格科目
	博物館実習		3	実習					集中				学芸員資格科目

◇で示す科目は隔年開講

４．単位認定と成績評価

４－１．単位の基準

授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義・演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。
　なお、特別演習については、30 時間の授業をもって１単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって１単位とする。

４－２．単位認定

上記の基準によって科目を履修し、成績審査に合格した科目に対して単位を与える。

（１）単位の認定は、試験・報告書・論文並びに平常の成績等による担当教員の審査に基づき、教授会が行う。

（２）各授業科目の成績は、評定記号（Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｆ）で表し、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格、Ｆを不合格とし、配点基準は次のとおりとする。

Ｓ 100 点～90 点
Ａ　89 点～80 点
Ｂ　79 点～70 点
Ｃ　69 点～60 点
Ｆ　59 点～ 0点

（３）成績の評価は、学期末に行うものとする。

（４）すでに評価を受けた成績の再評価は、原則行わない。

（５）成績評価に関して、疑義が生じた場合の問い合わせは、原則、該当する授業科目の成績が発表された日を含む３日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、「成績評価照会票」（様式は山形大学ホームページの「学生生活」タブ内の「授業について」の該当リンクからダウンロードできる。）に必要事項を記入の上、教育学部事務室へ提出すること。なお、詳細については、教育学部事務室に相談すること。

５．履修手続き

５－１．学年及び在学期間について

本学部では、４年生まで進級要件を定めておらず、１年生から４年生までは年次が進行するとともに学年が進級する、自動進級方式を採用している。なお、休学した場合も学年は進級する。在学期間については山形大学学部規則（抄）（p.66）を参照すること。

５－２．履修登録に関する留意事項

（１）自身の学年より上級学年の授業科目は、履修出来ない。

（２）単位を修得した授業科目は再履修出来ない。

（３）「Ⅰ・Ⅱ」の表示がある科目は、Ⅰから履修すること。

（４）「Ａ・Ｂ」の表示がある科目は、どちらから履修しても構わない。

（５）科目によっては毎年開講にならない場合もあるため、履修計画を立てる際に留意すること。

５－３．履修科目の登録方法について

（１）授業科目は、履修登録期間に学務情報システムで登録すること。

（２）登録した科目は、履修追加・取消・変更期間に必ず学務情報システムで確認すること。なお、履修の追加や取消、変更がある場合もこの期間内に行うこと。

（３）学務情報システムで履修登録した授業科目のみ受講することができる。
また、WebClass でコース登録することができる授業科目は、履修登録した科目のみであるため注意すること。

（４）本学部の授業科目の内容及び授業担当教員からのメッセージ等は、シラバスに記載されているので、十分に活用すること。

（５）授業時間割は、前期、後期とも年度の初めに発表する。

（６）臨時の授業については、その都度、必要事項を掲示する。

５－４．ＣＡＰ制について（履修の上限）

大学の授業科目の単位は、大学での講義等に加えて予習・復習・課題などの自主学習を行った上で、さらに試験等により合格の評価を受けることで認定される。本学部では、学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるＣＡＰ制を導入している。各学期に履修登録できる科目の上限単位数は、24 単位である。この 24 単位には、基盤共通教育科目、専門教育科目、他学部開講科目を含む。ただし、以下の表に示す科目はＣＡＰ上限単位数の算定から除外する。

【ＣＡＰ上限単位数の算定から除外可能な科目】

	特定科目（※1）	特定科目以外				
		必修	選択必修	選択・自由		
				副免科目（※2）	その他資格科目（※3）	左記以外
1年前期	除外可	×	×	×	除外可	×
1年後期以降	除外可	×	×	除外可	除外可	×

※1　特定科目とは、集中講義科目、基盤共通教育科目のうち分野名が「スタートアップセミナー」、「みずから学ぶ」及び「現代を生きる」の科目、及び、専門教育科目のうち、集中講義科目、隔年開講科目、卒業研究、教職実践基礎プレゼンテーション、特別課題演習のⅠ及びII、学習開発デザインセミナーのⅠ及びII、地域教育実践演習 I～IV、教職キャリア形成Ⅰ及びII を指す。

※2　各コースの専門教育科目及び自由選択科目のうち、主となる免許校種及び中学校教員免許の主となる免許教科以外の教員免許取得のための科目を指す。（以下の①から④参照）
ただし、卒業要件上の必修科目、選択必修科目及び 1 年前期開講科目は 24 単位に含む。

①小学校教員養成コース
- 中学校・高等学校教諭一種免許に関する科目として pp. 44-48 に示す科目
  ただし、数学（中・高）、理科（中）、理科（高）、情報（高）を除く。
- 幼稚園教諭一種免許「領域及び保育内容の指導法に関する科目(第二欄)」科目。
  p. 49 参照
- 特別支援学校教諭一種免許に関する科目。p. 50 参照

②中学校教員養成コース
- 小学校教諭一種免許「教科及び教科の指導法に関する科目（第二欄）」科目。p. 42 参照
- 中学校・高等学校教諭一種免許に関する科目として pp. 44-48 に示す科目のうち主となる免許教科以外の教員免許取得のための科目。
  ただし、数学（中・高）、理科（中）、理科（高）、情報（高）を除く。
- 特別支援学校教諭一種免許に関する科目。p. 50 参照

③理数系教員養成コース(初等理数教育/山形県初等理数教育プログラム)
- 中学校・高等学校教諭一種免許に関する科目のうち pp. 45-48 に示す数学（中・高）、理科（中）、理科（高）、情報（高）に関する科目。
- 幼稚園教諭一種免許「領域及び保育内容の指導法に関する科目(第二欄)」科目。
  p. 49 参照

④理数系教員養成コース(中等理科教育/中等数学科教育プログラム)
- 小学校教諭一種免許「教科及び教科の指導法に関する科目（第二欄）」科目。p. 42 参照
- 中学校・高等学校教諭一種免許に関する科目として pp. 45-48 に示す科目のうち主となる免許教科以外の数学（中・高）、理科（中）、理科（高）、情報（高）に関する科目。

⑤心理支援系教員養成コース
- 幼稚園教諭一種免許「領域及び保育内容の指導法に関する科目(第二欄)」科目。
  p. 49 参照

※3　その他資格科目とは、学校図書館司書教諭資格の取得に必要な科目(p. 54 参照)、社会教育主事任用資格科目（教職に関する科目は除く。p. 55 参照）、学芸員資格科目（p. 56 参照）、心理支援系教員養成コース必修科目を除く公認心理師試験受験資格科目（心理支援系教員養成コースのみ。p. 57 参照）を指す。

５－５．履修科目の取消方法

履修追加・取消・変更期間に取消ができなかった場合は、履修取消手続期間に教育学部事務室教務担当で取消手続きを行うこと。これを行わずに履修を放棄した場合は、その授業の成績評価は「不合格（Ｆ）」となる。この場合、後述のＧＰＡの計算において不合格科目のＧＰは「０」となる。

ただし、履修科目登録の取消期間以後、病気や事故等、やむを得ない事情が発生し、学生が履修科目の登録取消を希望する場合は、教育学部事務室教務担当に申し出ること。

５－６．教育実習等に関する履修条件について

教育実習は、取得しようとする教員免許状の種類によって履修すべき実習が異なる。また、小学校又は中学校教諭免許状を取得しようとする者は、２年次（以降）に社会福祉施設及び特別支援学校（附属特別支援学校）で教育臨床体験（介護等体験）を行う必要がある。

教育臨床体験（介護等体験）及び各教育実習を履修できる者は pp. 52-53 に示す履修条件をすべて満たした者に限る。

５－７．その他

（１）他学部の履修申し込み

① 所属する学年より上級学年に開講されている専門科目は、履修できない。

② コンソーシアム山形で公開している科目で所属する専攻に関連した専門科目は履修が可能である。なお、修得した単位は自由選択科目（自由科目）として扱う。

（２）他大学の授業科目の履修

他大学（外国の大学を含む。）において修得した単位は、教育上有益と認められる場合、本学における修得単位とみなすことができる。単位認定を希望する場合は、履修手続きを行う１～２か月前までには教育学部事務室に相談すること。

ただし、単位が認定されない場合もあるので注意すること。

６．履修における注意事項

（１）欠席届

忌引きや病欠、各種実習、大会参加等で授業を欠席する場合、教員に欠席の理由を届け出るための「欠席届」の様式がある。所定の様式は学務情報システムからダウンロードし、必要事項を記入の上、授業担当教員へ提出すること。なお、この「欠席届」はその理由を教員に知らせるためのものであり、成績等についての取扱いは各教員により異なるので留意すること。

（２）無届欠席

無届で１年以上欠席した場合は、教授会の議を経て学部規則第２５条第１項第２号による成業の見込みのない者として除籍することがある。

（３）試験時等における注意事項

不正行為を行った者は、山形大学学部規則、山形大学学生の懲戒に関する規程（pp. 84-85 参照）により厳正に処分するので、不正行為のないよう厳格な態度で臨むこと。

７．教育プログラム及びアドバンストプログラムの登録

・教育プログラムの登録と学修計画

本学部では、各コースに教育プログラムを配置している。

１年前期の「学部導入セミナー」にて、各コースの教育プログラムの申請、登録を行う。

登録した教育プログラムにより主となる免許校種または教科を決定するため、教育プログラムごとの卒業要件等をアドバイザーとよく確認し、学修計画を立てること。

・教育プログラムの変更

教育プログラムは自身の学修状況や進路の見直しなどに応じて２年前期に変更することが

できる。ただし教育プログラムの変更は卒業要件の変更を伴うため、卒業に重大な支障をきたす恐れがある。このことを十分に考慮し、アドバイザーと相談の上変更すること。
なお、教育プログラムの変更手続きは原則以下のとおりとする。

【申請方法】教育学部事務室教務担当の指示に従って申請を行うこと。
【申請時期】１年次後期の２月１日から２月末日
ただし、土・日にあたる場合は金曜日に申請期限を繰り上げる。
【変更適用】２年次前期から

・アドバンストプログラムの申請、登録

本学部では教育プログラムの学修に追加するアドバンストプログラムとして各コースに教職大学院進学を前提にした６年一貫教育を行うチャレンジプログラム(【１】)を配置し、小学校教員養成コースと中学校教員養成コースに特別支援教育のスペシャリストの養成を行う特別支援教育プログラム(【２】)を配置している。各アドバンストプログラムの申請、登録については以下のとおりとする。

【１】チャレンジプログラム
【受入可能人数】10 名
ただし、山形県初等教育プログラム及び山形県初等理数教育プログラムの学生は申請対象外とする。
【申請方法】申請書を教育学部事務室教務担当に提出。
なお、詳細については学務情報システムまたは WebClass に掲載する。
【申請時期】１年次前期５月中旬
提出期限についての詳細は、別途通知する。
【選考方法】申請した者に別途通知する。

【２】特別支援教育プログラム
【受入可能人数】小学校教員養成コース　16 名、中学校教員養成コース　８名
【申請方法】詳細については学務情報システムまたは WebClass に掲載する。
【申請時期】提出期限についての詳細は、別途通知する。
【選考方法】希望者が受入可能人数を超過した場合、１年次後期終了時点の通算ＧＰＡに基づき総合的に選出する。

８．特別課題演習・卒業研究指導体制について

本学部では、３年次から履修する特別課題演習及び４年次から履修する卒業研究の指導にあたり、多角的な視点から指導にあたることができるよう主指導教員のほかに副指導教員を置く。
なお、副指導教員は３年次に主指導教員が学生と相談しながら決定する。
副指導教員は各学期に１度程度面談を実施し、卒業研究の進捗状況を把握し、必要に応じて学生からの質問や相談を受け付ける。
また、主指導教員の求めに応じて卒業研究内容についての指導を行うことがある。

９．学位審査に係る相談・通報窓口について

山形大学では、本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するため「学位審査に係る相談・通報窓口」を設置している。学位の審査や取得に関して疑義が生じた場合は、エンロールメント・マネジメント部教務課に相談すること。
（電話：023-628-4841、メールアドレス：yu-kyoiku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp）
なお、相談等された方が、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることはない。

10. 基盤力テストについて

本学では、学生が自らの学修を振り返り、見通しをもって学べるように、また自分の学位授与方針の達成度を確認するために「基盤力テスト」を設けている。詳細については、掲示等により知らせる。

Ⅴ 修学支援体制

１．成績評価制度について

合格した成績の評定をＳ、Ａ、Ｂ、Ｃの４段階で行い、成績を平均化したＧＰＡ（GradePointAverage）を全学的に導入している。

（１）成績評価区分と付加されるＧＰ（GradePoint）について

成績評価は、以下の表に定める区分により行われ、それぞれのＧＰが付加される。

評価点	成績区分と評価基準	付加されるＧＰ
１００～９０点	Ｓ：到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。	4
８９～８０点	Ａ：到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。	3
７９～７０点	Ｂ：到達目標を達成している。	2
６９～６０点	Ｃ：到達目標を最低限達成している。	1
５９～０点	Ｆ：到達目標を達成していない。	0
	Ｎ：単位認定科目であり、ＧＰＡの対象としない。	なし

（２）ＧＰＡの計算について

ＧＰＡは、高等学校の評定平均値のように、学修の成績を総合的に判断するための指標である。ＧＰＡは、ＧＰＡ対象授業科目のうち、履修登録した科目（適用除外科目を除く。）についてそれぞれの単位数にＧＰ（４、３、２、１、０のいずれか）をかけた総計（ＧＰＳ）を履修登録した科目の総単位数で割ったものである。

（例）ＧＰＡの算出例

科目名	評定	単位数	ＧＰ		
○○○○Ⅰ	Ｓ	２単位	4	２×４＝	8
△△△△Ⅰ	Ａ	２単位	3	２×３＝	6
□□□□□□	Ｆ	２単位	0	２×０＝	0
◇◇◇◇◇◇１	Ｂ	１単位	2	２×１＝	2
	合計	７単位			１６点（ＧＰＳ）

ＧＰＡ＝１６点÷７単位≒２．２８（小数点第３位以下は切り捨てる。）

（↑この単位数にはＦ：不合格科目の単位数も含む。）

（３）ＧＰＡの適用除外科目について

単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外される。

①合格か不合格かだけを判定する授業科目

②編入学または転入学した際の単位認定科目

③本学入学前に修得した単位認定科目（学部規則第３６条）

④他大学等との単位互換等で修得した科目（学部規則第３５条）

（４）履修取り消し

一度履修登録した科目の取消手続を行う期間を設定する。定められた期間内に履修科目取り消しの手続きをせずに履修を放棄した場合は、その科目の成績評価は「不合格（Ｆ）」、ＧＰは「０」となる。

ただし、履修科目登録の取消期間以後、病気や事故等、やむを得ない事情が発生し、学生が履修科目の登録取消を希望する場合は、教育学部事務室に申し出ること。

（５）再履修した科目の学修成績

不合格となった科目を再履修した場合は、不合格となった学修成績と新たな学修成績の両方が成績として記録される。

（例）再履修した科目の記録

科目名	評定	
◇◇◇◇◇◇１	Ｆ	（２年後期不合格）
◇◇◇◇◇◇１	Ａ	（３年後期合格）

（６）ＧＰＡ最低基準値及び修得単位数最低基準値の設定

本学部では、学期ごとのＧＰＡの最低基準値と、学期ごとの累積修得単位数の最低基準値を、次のように設定している。

学期ごとのＧＰＡの最低基準値　　２．０

学期ごとの累積修得単位数の最低基準値

	前　期	後　期
１年		３０
２年	４５	６０
３年	７５	９０

本学部では、学期（または学年）ごとに片方もしくは両方の基準値を下回った学生に対して、アドバイザーによる学修指導を行う。

なお、各学年・学期終了時点の修得単位数の最低基準値及び学期ごと（または通年）のＧＰＡが最低基準値を下回った学生は、履修指導計画等についてアドバイザーと相談の上、次学期の履修登録数を決定する。

２．サポートファイルについて

学生の皆さんに対して責任を持ってサポートするため、個人の学修履歴、ＧＰＡ、各種の相談履歴等を「サポートファイル」として記録を行っている。次項のアドバイザーは、このサポートファイルにより、学生個人の状況を把握し、適切な助言を行う。

このサポートファイルは、アドバイザーによる助言等のためのもので、内容が外に漏れたり、他の目的のために利用されたりすることは一切ない。

３．アドバイザー制度について

本学では、きめ細かな修学指導を行うため、学生一人ひとりに対して責任を持って指導するアドバイザーが決められている。各アドバイザーについては、学年（学期）当初に行われるオリエンテーションの際に紹介をする。

アドバイザーは、学生が、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもある。修学面、生活面に関わらず、心配な事がある時は、まず、各自のアドバイザーを訪ねること。

担当アドバイザーで解決できない問題がある場合は、責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行う。

また、学年の進行に伴い、担当アドバイザーが交替する場合がある。その場合には、各自のサポートファイルとともに新しいアドバイザーに引き継がれ、卒業まで一貫して責任を持った指導体制が取られている。

チャレンジプログラム履修者については、アドバイザーは学部の教員と大学院の教員の 2 名体制となる。

４．「履修カルテ」について

（１）「履修カルテ」は、４年次の後期に開講される教職必修科目「教職実践演習」を履修する場合、必要になる。

（２）「履修カルテ」は、学生が教員として必要最低限の資質能力を確実に修得していることを大学が確認するために、作成する義務がある。

（３）「履修カルテ」には２つの領域があり、１つは『履修カルテ①「教職関連科目の履修状況」』の領域、１つは『履修カルテ②「自己評価シート」』の領域である。

（４）学生は、２年次以降の４月のオリエンテーションから１週間以内に、『履修カルテ①「教職関連科目の履修状況」』の成績評価や所見に基づいて、『履修カルテ②「自己評価シート」』に自己評価を行う。

（５）「履修カルテ」を基に、普段の学生の教職指導や「教職実践演習」で資質能力の修得状況について最終的な確認と不足する資質能力の補完的指導を行う。

５．学習サポートルームについて

小白川キャンパスには、「学習サポートルーム」が設置されているので、各種の相談が生じた場合は、学生センター教育企画担当に申し出ること。

Ⅵ 学生生活

１．掲示

（１）学生への周知事項等は、講義関係は主に WebClass、講義関係以外は主に学務情報システムに掲示する。また必要に応じて、教育学部の掲示板に掲示することがある。

（２）学生がポスター等を掲示する場合は、事前に学生センター学生支援担当に届け出て認印を受けた後、学生用掲示板に掲示することができる。指定された場所以外には掲示できない。また、期限を過ぎたものは、速やかに取り除くこと。

２．諸証明書

成績証明書、卒業見込証明書、在学証明書、健康診断書、学生旅客運賃割引証（学割証）については、基盤教育１号館学生用多目的室内に設置してある証明書自動発行機で発行することができる。前述以外の証明書等（調査書等）を必要とする者は、学生センター証明書担当に申し込むこと。

なお、発行までに２週間程度を要する場合があるので注意すること。

３．転学部

転学部を希望する場合は、直ちにアドバイザーと相談の上、教育学部事務室に連絡し、所定の用紙に必要事項を記入して、１月末までに提出すること。

４．転コース

（１）転コースを希望する者は、学部長に文書をもって願い出なければならない。

（２）転コースは、1 年後期終了時点までに 30 単位以上修得しなければ、選考試験を受けることができない。

（３）転コースの願い出は、現に所属するコースの了解を得なければならない。

（４）転コースの時期は、2 年前期の学期始めとし、願書は、1 月末までに教育学部事務室教務担当に提出する。

（５）転コースの願い出は、原則として、コースの定員を超えない範囲で受け付ける。

（６）転コースの選考は、希望するコースにおいて、試験（筆記、口述、実技等）に基づいて行い、原則として、入学者選抜試験の成績を加味する。

５．休学、復学、退学

休学、復学、退学の事由が発生した場合は、直ちにアドバイザーと相談の上、教育学部事務室に連絡し、所定の用紙に必要事項を記入して、学期の開始の月の前月までに提出すること。特に奨学生である者に前述の事由が発生した場合は、特別な手続きが必要なため注意すること。

なお、休学している者が休学期間を満了した場合は、復学しなければならない（学部規則第 23 条）。

６．除籍

次のいずれかに該当すると、除籍となる場合がある（学部規則第２５条）。

（１）在学期間が修業年限（学部生は４年）の２倍を超えた場合。

（２）成業の見込みがない場合。

（３）入学料の免除もしくは徴収猶予を申請し、不許可、半額免除許可、徴収猶予許可のいずれかとなった者が、所定の期日までに入学料を納付しない場合。

（４）授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない場合。

７．就職関係

就職を志望する学生のために、学生センターキャリアサポートセンターで職業選択に必要な情報提供や相談対応を行う。

８．学外研修・調査・研究活動等届について

個人又はグループ等で調査等を行う場合は、予め「学外研修・調査・研究活動等届」を教育学部事務室教務担当に提出すること。

なお、所定の様式は教育学部ホームページからダウンロードできる。

９．海外渡航・留学届について

私事渡航を含め、海外渡航を予定している学生は所定の様式の「海外渡航・留学届」に必要事項を記入の上、教育学部事務室教務担当まで提出すること。

なお、所定の様式は学務情報システムからダウンロードできる。

10. 窓口受付時間

各窓口の受付時間は、午前８時３０分から午後５時までである。

11. 授業料の納入

授業料の納入については、事故防止、納入の利便性を図る等の理由から、公共料金等の自動振替と同じように、本学指定の銀行の口座（学生本人又は父母等の名義）から引き落としを行い、大学に納入する「口座振替」を採用している。授業料の「口座振替」の手続きが済んでいない場合は、下記 URL より、速やかに手続きをすること。

口座振替手続き URL：https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/fee/fee/registration

Ⅶ　教員免許状取得のための履修方法等

各コースにおいて、取得可能な教員免許状は下表に示したとおりである。

教員免許状の取得のためには、免許状の学校種・教科種ごとに指定されている科目の単位数を満たす必要がある。免許状の学校種・教科種ごとの必要科目と単位数及び教育実習履修条件等の詳細については、次頁以降に記載する。

1　各コースで取得できる免許状の種類

コース	免許状の種類	本学部の最低修得単位数					
		教科及び教科(領域及び保育内容)の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	特別支援教育に関する科目
		単位	単位	単位	単位	単位	単位
小学校教員養成コース	小学校教諭一種免許状	30	12(10)	12(10)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16	12(10)	6(4)	9(7)	8(14)	
	中学校教諭一種免許状(国語)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(社会)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(英語)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(音楽)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(美術)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(保健体育)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	高等学校教諭一種免許状(国語)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(公民)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(英語)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(美術)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	特別支援学校教諭一種免許状						30(26)
中学校教員養成コース	小学校教諭一種免許状	30	12(10)	12(10)	7	2	
	中学校教諭一種免許状(国語)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(社会)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(英語)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(音楽)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(美術)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(保健体育)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	高等学校教諭一種免許状(国語)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(地理歴史)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(公民)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(英語)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(音楽)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(美術)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(保健体育)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	特別支援学校教諭一種免許状						30(26)
理数系教員養成コース	小学校教諭一種免許状	30	12(10)	12(10)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16	12(10)	6(4)	9(7)	8(14)	
	中学校教諭一種免許状(数学)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	中学校教諭一種免許状(理科)	28	12(10)	12(10)	7	2(4)	
	高等学校教諭一種免許状(数学)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(理科)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
	高等学校教諭一種免許状(情報)	24	12(10)	10(8)	5	8(12)	
心理支援系教員養成コース	小学校教諭一種免許状	30	12(10)	12(10)	7	2	
	幼稚園教諭一種免許状	16	12(10)	6(4)	9(7)	8(14)	

・括弧内の数字は、免許法上に定める最低修得単位数です。

（１）小学校教諭一種免許状

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
教科及び教科の指導法に関する科目（第二欄）	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	※１　国語の基礎	2
		社会		※１　社会の基礎	2
		算数		※１　算数の基礎	2
		理科		※１　理科の基礎（実験を含む）	2
		生活		※１　生活の基礎	2
		音楽		○　音楽の基礎	2
		図画工作		○　図画工作の基礎	2
		家庭		※１　家庭の基礎	2
		体育		○　体育の基礎	2
		外国語		※１　外国語の基礎	2
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）		○　初等教科教育法Ⅰ(国語)	1
				○　初等教科教育法Ⅱ(国語)	1
		社会		○　初等教科教育法Ⅰ(社会)	1
				○　初等教科教育法Ⅱ(社会)	1
		算数		○　初等教科教育法Ⅰ(算数)	1
				○　初等教科教育法Ⅱ(算数)	1
		理科		○　初等教科教育法Ⅰ(理科)	1
				○　初等教科教育法Ⅱ(理科)	1
		生活		○　初等教科教育法(生活)	2
		音楽		○　初等教科教育法(音楽)	2
		図画工作		○　初等教科教育法(図画工作)	2
		家庭		○　初等教科教育法(家庭)	2
		体育		○　初等教科教育法(体育)	2
		外国語		○　初等教科教育法(外国語)	2
教育の基礎的理解に関する科目（第三欄）		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○　教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○　教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		※２　教育社会学	2
				※２　教育経営学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○　発達心理学	2
				学習心理学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○　特別支援教育総論	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○　教育課程編成論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（第四欄）		道徳の理論及び指導法	10	○　道徳教育の理論と実践	2
		総合的な学習の時間の指導法		○　総合的な学習の時間論	2
		特別活動の指導法		○　特別活動論	2
		教育の方法及び技術		○　教育方法・技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教材開発演習	2
		生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)		○　生徒指導・進路指導	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○　教育相談	2
教育実践に関する科目（第五欄）		教育実習	5	○◆1　教育実践実習事前・事後指導(幼・小)	1
				○◆2　教育実践基礎実習(幼・小)	1
				○　教育実践実習Ａ	3
		学校体験活動		地域学校協働インターンシップ	1
		教職実践演習	2	○　教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目（第六欄）			2	※３	

備考

・「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記している。科目区分によっては、本学部の指定に従うこと。

・○印は免許取得上必修科目。

・※１の表記科目群から２科目４単位以上修得すること。

・※２の表記科目群から２単位以上修得すること。(選択必修)

・※３には、「大学が独自に設定する科目」(p.51 参照)として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができる。

・◆１は「教育実践実習事前・事後指導(中・高)」の単位を修得した場合、その単位を流用することができる。

・◆２は「教育実践基礎実習（中・高）」の単位を修得した場合、その単位を流用することができる。

（２）中学校・高等学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状･高等学校教諭一種免許状

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数		免許状を得るのに必要な科目		開講単位数
			中	高			
教科及び教科の指導法に関する科目(第二欄)	教科に関する専門的事項	※１	28	24	※１		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				※２		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	※３			※３		
教育の基礎的理解に関する科目(第三欄)		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10		○	教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割･職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			○	教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			※４	教育社会学	2
					※４	教育経営学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○	発達心理学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○	特別支援教育総論	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム･マネジメントを含む。)			○	教育課程編成論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(第四欄)		道徳の理論及び指導法	10	8	※５	道徳教育の理論と実践	2
		総合的な学習の時間の指導法			○	総合的な学習の時間論	2
		特別活動の指導法			○	特別活動論	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			○	教育方法･技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
		生徒指導の理論及び方法(進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。)			○	生徒指導･進路指導	2
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			○	教育相談	2
教育実践に関する科目(第五欄)		教育実習	5	3	○◆1	教育実践実習事前･事後指導(中･高)	1
					○◆2	教育実践基礎実習（中・高）	1
					○	教育実践実習Ｂ	3
					※６	教育実践実習Ｃ	2
		教職実践演習	2		○	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目(第六欄)			4	12	※７		

備考

・「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記している。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合があるが、その場合は本学部の指定に従うこと。

・○印は免許取得上必修科目。

・※１は pp. 44-48 の「①教科に関する専門的事項」を参照すること。

・※２は p. 47 の「②教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」を参照すること。

・※３は p. 48 の「③各教科の指導法」を参照すること。

・※４の表記科目群から２単位以上修得すること。(選択必修)

・※５は中学校教諭一種免許状取得のための必修科目。

・※６は高等学校教諭一種免許状のみ取得する場合は必修科目。

・※７には、「大学が独自に設定する科目」(p. 51 参照)として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができる。

・◆１は「教育実践実習事前･事後指導(幼･小)」の単位を修得した場合、その単位を流用することができる。

・◆２は「教育実践基礎実習(幼･小)」の単位を修得した場合、その単位を流用することができる。

①教科に関する専門的事項

免許種類	各科目に含めることが必要な事項	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
		中	高		
国語(中・高)※2	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○	○	国語学概論	2
				国語学講義	2
				国語学演習Ⅰ	2
				国語学演習Ⅱ	2
				国語学特別講義	2
	国文学(国文学史を含む。)	○	○	日本文学概論Ⅰ	2
				日本文学概論Ⅱ	2
				日本文学講読	2
				日本文学演習Ⅰ	2
				日本文学演習Ⅱ	2
				日本文学特別講義	2
	漢文学	○	○	漢文学概論	2
				漢文学講読	2
				漢文学演習Ⅰ	2
				漢文学演習Ⅱ	2
				漢文学特別講義	2
	書道(書写を中心とする。)	○		書道実技Ⅰ	1
		○		書道実技Ⅱ	1
社会(中)	日本史・外国史			日本文化史概論	2
		○		日本史概論	2
				日本史講読	2
				日本史演習	2
		○		東アジア史概論	2
		○		ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	地理学(地誌を含む。)	○		人文地理学概論	2
				地理学野外実習A	2
				地理学野外実習B	2
		○		環境動態概論	2
		○		地誌学特論	2
	「法律学、政治学」	○		政治過程論	2
				国際法1	2
				グローバル・ガバナンス論1	2
	「社会学、経済学」	○		社会学概論	2
				男女共同参画社会と教育	2
				社会と学力	2
				社会と文化	2
		○		経済学概論	2
				マクロ経済学1	2
	「哲学、倫理学、宗教学」	○		哲学・倫理学概論	2
				哲学・倫理学基礎演習	2
				哲学・倫理学演習A	2
				哲学・倫理学演習B	2
地理歴史(高)※3	日本史			日本文化史概論	2
			○	日本史概論	2
				日本史講読	2
				日本史演習	2
				古文書学	2
				日本古代史概論	2
				日本近代史概論	2
	外国史		○	東アジア史概論	2
			○	ヨーロッパ史概論	2
				内陸アジア史概論	2
	人文地理学・自然地理学		○	人文地理学概論	2
				地理学野外実習A	2
				地理学野外実習B	2
			○	環境動態概論	2
	地誌		○	地誌学特論	2

免許種類	各科目に含めることが必要な事項	免許取得上必修科目※1 中	免許取得上必修科目※1 高	科目名	開講単位数
公民(高) ※4	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」		○	政治過程論	2
				国際法１	2
				グローバル･ガバナンス論１	2
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		○	社会学概論	2
				男女共同参画社会と教育	2
				社会と学力	2
				社会と文化	2
			○	経済学概論	2
				マクロ経済学１	2
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		○	哲学･倫理学概論	2
				哲学･倫理学基礎演習	2
				哲学･倫理学演習Ａ	2
				哲学･倫理学演習Ｂ	2
				心理学概論	2
数学(中･高) ※5	代数学	○	○	代数学概論	2
				線形代数	2
				代数入門	2
	幾何学	○	○	幾何学概論	2
				集合と位相Ⅰ	2
				離散幾何	2
	解析学	○	○	解析学概論	2
				微分積分Ⅰ	2
				微分積分Ⅱ	2
	「確率学、統計学」	○	○	確率･統計学概論	2
				データ分析入門	2
				数理統計学	2
	コンピュータ	○	○	データサイエンス入門	2
				教員になるためのプログラミング入門	2
				データ構造とアルゴリズム	2
				コンピュータアーキテクチャ	2
				多変量分析	2
				プログラミング	2
理科(中)	物理学	○		物理学概論	2
		○		物理学演習	1
				熱力学	2
	化学	○		化学概論	2
		○		化学演習	1
				無機化学Ⅰ	2
	生物学	○		生物学概論	2
		○		生物学演習	1
				生態学Ⅰ	2
	地学	○		地学概論	2
		○		地学演習	1
				地球環境史論	2
				地質･古生物学Ⅰ	2
	「物理学実験･化学実験･生物学実験･地学実験」	○		物理学実験	2
		○		化学実験	2
		○		生物学実験	2
		○		地学実験	2
理科(高)	物理学		○	物理学概論	2
			○	物理学演習	1
				熱力学	2
	化学		○	化学概論	2
			○	化学演習	1
				無機化学Ⅰ	2
	生物学		○	生物学概論	2
			○	生物学演習	1
				生態学Ⅰ	2
	地学		○	地学概論	2
			○	地学演習	1
				地球環境史論	2
				地質･古生物学Ⅰ	2
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」		○	物理学実験	2
			○	化学実験	2
			○	生物学実験	2
			○	地学実験	2

免許種類	各科目に含めることが必要な事項	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
		中	高		
英語(中・高)※6	英語学	○	○	英語学概論	2
				英語学演習A	2
				英語学演習B	2
				英語学演習C	2
				第二言語習得論概論	2
				第二言語習得論演習	2
	英語文学	○	○	英語文学概論	2
				英語文学演習A	2
				英語文学演習B	2
				児童英語文学論	2
				現代英語文学論	2
	英語コミュニケーション	○	○	英語表現(英会話)基礎	2
				英語表現(英会話)発展	2
		○	○	英語表現(英作文)	2
	異文化理解	○	○	異文化コミュニケーション概論	2
				異文化コミュニケーション特論	2
				異文化コミュニケーション演習	2
情報(高)※7	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理		○	情報社会論	1
			○	情報倫理	1
	コンピュータ・情報処理		○	データサイエンス入門	2
				教員になるためのプログラミング入門	2
				コンピュータアーキテクチャ	2
				多変量解析	2
				データ構造とアルゴリズム	2
				プログラミング	2
				応用プログラミングA	2
				データ解析	2
	情報システム		○	情報システムと教育	2
				機械学習入門	2
				情報システム技術	2
	情報通信ネットワーク		○	コンピュータネットワーク	2
				情報ネットワーク技術	2
	マルチメディア表現・マルチメディア技術		○	マルチメディア入門	2
				活用プログラミング	2
				応用プログラミングB	2
音楽(中・高)※8	ソルフェージュ	○	○	ソルフェージュ	2
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	○	○	声楽A	2
				声楽B	2
				合唱基礎	2
				合唱応用	2
		○	○	日本音楽演習(歌唱)	1
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	○	○	器楽A	2
				器楽B	2
		○	○	アンサンブル基礎	2
				アンサンブル応用	2
		○	○	日本音楽演習(器楽)	1
	指揮法	○	○	指揮法	2
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	○	○	音楽理論	2
				作曲法A	2
				作曲法B	2
		○	○	音楽史概論	2

免許種類	各科目に含めることが必要な事項	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
		中	高		
美術(中・高)※9	絵画(映像メディア表現を含む。)	○	○	造形基礎演習B	2
		○	○	絵画基礎	2
				絵画表現演習	2
				絵画応用演習	2
	彫刻	○	○	彫刻基礎	2
		○	○	彫刻表現演習	2
				彫刻応用演習	2
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	○	○	デザイン基礎	2
				デザイン表現演習	2
				デザイン応用演習	2
	工芸	○	／	造形基礎演習A	2
			／	工芸演習	2
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	○	○	造形史概説	2
		○	○	日本美術史概説	2
				造形史特論	2
				彫刻論	2
		○	○	生涯学習と造形	2
保健体育(中・高)※10	体育実技	○	○	保健体育入門A	1
		○	○	保健体育入門B	1
				体育スポーツ実技(球技A)	1
				体育スポーツ実技(球技B)	1
				体育スポーツ実技(武道・ダンス)	1
				体育スポーツ実技(器械運動・陸上競技)	1
				体育スポーツ実技(水泳)	1
				体育スポーツ実技(冬季スポーツ)	1
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)			スポーツ社会学	2
				スポーツ心理学	2
				スポーツ文化論	2
		○	○	スポーツバイオメカニクス	2
				コーチング論	2
	生理学(運動生理学を含む。)	○	○	スポーツ生理学	2
				スポーツ栄養学	2
	衛生学・公衆衛生学	○	○	衛生・公衆衛生学	2
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	○	○	学校保健	2

備考

・※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目、「／」は対象外科目。
・※2は中学校教諭一種免許状は選択科目から 12 単位選択必修、高等学校教諭一種免許状は選択科目から 14 単位選択必修。
・※3は選択科目から8単位選択必修。
・※4は選択科目から 12 単位選択必修。
・※5は選択科目から 10 単位選択必修。
・※6は選択科目から 10 単位選択必修。
・※7は選択科目から 10 単位選択必修。
・※8は選択科目から4単位選択必修。
・※9は選択科目から「絵画表現演習」、「絵画応用演習」より1科目2単位選択必修。
・※10 は選択科目から「体育スポーツ実技」より5科目5単位および「スポーツ社会学」、「スポーツ心理学」より1科目2単位含む 10 単位選択必修。

② 教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
理科			STEAM 教育論	2
			中等理科実験	2
美術		○	造形表現総合演習	2

備考 ※1「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目。

③　各教科の指導法

教科	免許取得上必修科目※1		科目名	開講単位数
	中	高		
国語	○	○	国語科教育法	2
	○		国語の教材分析Ａ	2
	○		国語の教材分析Ｂ	2
	○		国語科実践演習	2
社会	○		社会・地歴科教育法	2
	○		社会の教材分析Ａ	2
	○		社会・公民科教育法	2
	○		社会の教材分析Ｂ	2
地理歴史		○	社会・地歴科教育法	2
		○	社会の教材分析Ａ	2
公民		○	社会・公民科教育法	2
		○	社会の教材分析Ｂ	2
数学	○	○	数学科教育法	2
	○		数学の教材分析Ａ	2
	○		数学の教材分析Ｂ	2
	○		数学科実践演習	2
理科	○	○	理科教育法	2
	○		理科の教材分析Ａ	2
	○		理科の教材分析Ｂ	2
	○		理科実践演習	2
情報		○	情報科教育法Ⅰ	2
		○	情報科教育法Ⅱ	2
英語	○	○	英語科教育法	2
	○		英語の教材分析Ａ	2
	○		英語の教材分析Ｂ	2
	○		英語科実践演習	2
音楽	○	○	音楽科教育法	2
	○		音楽の教材分析Ａ	2
	○		音楽の教材分析Ｂ	2
	○		音楽科実践演習	2
美術	○	○	美術科教育法	2
	○		美術の教材分析Ａ	2
	○		美術の教材分析Ｂ	2
	○		美術科実践演習	2
保健体育	○	○	保健体育科教育法	2
	○		保健体育の教材分析Ａ	2
	○		保健体育の教材分析Ｂ	2
	○		保健体育科実践演習	2

備考

・「各教科の指導法」の修得単位数は、高等学校では「○○科教育法」を含め４単位以上を修得してください。

・※１「○」は免許取得上必修科目、「余白」は免許修得上選択科目、「／」は対象外。

（３）幼稚園教諭一種免許状

※小学校教諭一種免許取得予定者が履修可能です。

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目		開講単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目（第二欄）	領域に関する専門的事項	言葉	16	※１	幼児と言葉	1
		環境		※１	幼児と環境	1
		人間関係		※１	幼児と人間関係	1
		表現		※１	幼児と表現Ａ	1
				※１	幼児と表現Ｂ	1
		健康		※１	幼児と健康	1
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○	保育内容（健康）	2
				○	保育内容（人間関係）	2
				○	保育内容（環境）	2
				○	保育内容（言葉）	2
				○	保育内容（表現Ａ）	2
				○	保育内容（表現Ｂ）	2
					幼児教育指導法	2
教育の基礎的理解に関する科目（第三欄）		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○	教育原論	2
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○	教職論	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		※２	教育社会学	2
				※２	教育経営学	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○	発達心理学	2
					学習心理学	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○	特別支援教育総論	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○	教育課程編成論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（第四欄）		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	○	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
		幼児理解の理論及び方法		○	幼児の理解	2
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○	教育相談	2
教育実践に関する科目（第五欄）		教育実習	5	○	教育実践基礎実習（幼・小）	1
				○	教育実践実習Ａ	3
				○	幼稚園実習	2
				○	教育実践実習事前・事後指導（幼・小）	1
		教職実践演習	2	○	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目（第六欄）			14	※３		

備考

・「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記している。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合がありますが、その場合は本学部の指定に従うこと。

・○印は免許取得上必修科目です。

・※１の表記科目群から４単位以上修得すること。（選択必修）

・※２の表記科目群から２単位以上修得すること。（選択必修）

・※３には、「大学が独自に設定する科目」（p. 51 参照）として開設されている科目の修得単位の他、当該免許の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で免許法の最低修得単位数を超えた単位を充てることができる。

（４）特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）（特別支援教育に関する科目）

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、小学校教員養成コースまたは中学校教員養成コースに所属し、特別支援教育プログラムに登録し、基礎資格として小学校教諭一種免許状または中学校教諭一種免許状を取得することが必要である。

下記表に示されている「特別支援教育に関する科目」の要件を満たすよう単位を修得。

特別支援教育に関する科目		免許法の最低修得単位数	免許状を得るのに必要な科目	開講単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目(第一欄)		2	○ 障害児教育総論	2
特別支援教育領域に関する科目(第二欄)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	○ 知的障害児の心理･生理･病理	2
			○ 肢体不自由児の心理･生理･病理	2
			○ 病弱虚児の心理･生理･病理	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 知的障害児の教育	2
			○ 知的障害児の教育経営	2
			○ 肢体不自由児の教育	2
			○ 病弱虚児の教育	2
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 障害児の発達	2
			障害児の心理研究法	2
免許状に定められることになる特別支援領域以外の領域に関する科目(第三欄)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	○ 発達障害児の心理･生理･病理	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 発達障害・重複障害児の教育	2
			○ 視覚障害児の心理と教育	2
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 聴覚障害児の心理と教育	2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(第四欄)		3	○ 特別支援学校教育実習教育実習（事前･事後指導含む)	4

備考

・「免許法の最低修得単位数」欄には、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた最低修得単位数を記している。科目区分によっては、本学部で履修を指定している授業科目の単位数の合計が、免許法の最低修得単位数を上回る場合があるが、その場合は本学部の指定に従うこと。

・○印は免許取得上必修科目。

・特別支援学校教諭免許状は、５つの教育領域が定められています。(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

・免許取得上の必修科目をもれなく修得し、卒業年度に申請手続きを行った場合、卒業時に３つの教育領域(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)の免許が取得できる。

・科目によっては隔年開講もありますので、それぞれの科目の開講期をよく確認し、計画的に履修すること。

・卒業後、現職教員となり、認定講習等により他の領域を追加することは可能。

・特別支援学校教育実習教育実習（事前･事後指導含む）の受講にあたっては、履修する年度までに特別支援学校教諭免許状の必修単位をすべて修得していること。

・障害児の心理研究法は演習/実習形式のため、特別支援教育の教員研究室所属学生のみに履修を制限する。

・知的障害児の教育経営は、附属特別支援学校等でのボランティア活動を含む。

（５）大学が独自に設定する科目

科目名	免許取得上必修科目※１				開講単位数
	幼	小	中	高	
教員になるための学校防災	○	○	○	○	2
生涯学習論					2
男女共同参画社会と教育					2
地域社会とウェルビーイング					2
地域社会の教育計画					2
読書と豊かな人間性					2
情報システムと教育					2
道徳教育の理論と実践	／	／	／		2
教育・学校心理学					2
学校・地域における食育					2
言語文化基礎論	／	／	※２	※２	2

備考

・「大学が独自に設定する科目」には、上表の科目以外に「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位を含めることができる。

・※１「○」は免許取得上必修科目、「空白」は免許取得上選択科目。「／」は対象外

・※２は中学校教諭一種免許状（国語）及び高等学校教諭一種免許状（国語）のみを対象とした選択科目

（６）教育実習等について

①「教育臨床体験（介護等体験）」の履修について

小学校又は中学校教諭免許状を取得しようとする者は、２年次（以降）に社会福祉施設及び特別支援学校（附属特別支援学校）で介護等体験を行う必要がある。

「教育臨床体験（介護等体験）」を履修するための条件は以下のとおりとする。

・「教育臨床体験（介護等体験）」を履修する年度までに30単位以上を修得していること。

なお、上記の履修条件のほかに「教育臨床体験（介護等体験）」に係るオリエンテーションに出席した上で事前指導を受け、大学及び実施施設･学校の指導に従って体験を行わなければならない。

本人の責めに帰す理由でオリエンテーションや事前指導を欠席した場合は、原則として履修取り消し等の措置を行う。

社会福祉施設及び附属特別支援学校で介護等体験を修了し証明書（写）を提出した者は、教育臨床体験（介護等体験）２単位を認定する。

②『教育実習』の履修について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」）の施行日（令和８年12月25日予定）以降、教育実習等の諸活動を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。この手続きにより当該前科が確認された学生は、教育実習等を行うことができません。

【１】小学校教諭免許状を主たる免許状とする場合

小学校教員養成コース、理数系教員養成コース（初等理数教育／山形県初等理数教育プログラム）及び心理支援系教員養成コース

実習科目の履修時期（小学校を主たる免許状とする場合）

<table>
<tr><th>免許状</th><th>２年次</th><th>３年次</th><th>４年次</th></tr>
<tr><td>小学校
（必修）</td><td>「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」（事前指導）
「教育実践基礎実習（幼・小）」（１週間）
「教育臨床体験（介護等体験）」（施設）
「教育臨床体験（介護等体験）」（学校）</td><td>「教育実践実習Ａ」（３週間）
「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」（事後指導）</td><td>「地域学校協働インターンシップ」</td></tr>
<tr><td>中学校　※1</td><td></td><td></td><td>「教育実践実習Ｂ」（３週間）</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td></td><td></td><td>「幼稚園実習」（２週間）</td></tr>
<tr><td>特別支援学校※2</td><td colspan="2">「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」（事前指導）</td><td>「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」（３週間）（実習及び事後指導）</td></tr>
</table>

※１　中学校教諭免許状は、小学校教員養成コース、理数系教員養成コース（初等理数教育／山形県初等理数教育プログラム）対象

※２　特別支援免許状は、小学校教員養成コースで特別支援教育プログラムを選択している者のみ対象

『教育実習』に係る科目の履修条件は以下のとおりとする。

（１）「教育実践基礎実習（幼・小）」

① 履修する年度までに30単位以上を修得していること。（ただし、「教職論」、「教育原論」及び「発達心理学」のいずれかの履修を含むこと。）

② 履修する年度に「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」事前指導を履修していること。

③ 履修する年度までに（履修する年度の前期を含む。）に小学校の「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

（２）「教育実践実習Ａ」

① 履修する年度までに60単位以上を修得していること。

② 履修する年度までに「教育実践基礎実習（幼・小）」の単位を修得していること。

③ 履修する年度までに「教育臨床体験（介護等体験）」の単位を修得していること。

④ 履修する年度までに小学校の「各教科の指導法」に関する科目を６単位以上修得していること。

（３）「教育実践実習Ｂ」

（小学校教員養成コース、理数系教員養成コース（初等理数教育／山形県初等理数教育プログラム）対象）

① 履修する年度までに90単位以上を修得していること。

② 履修する年度までに「教育実践実習Ａ」の単位を修得していること。

③ 履修する年度までに「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」の単位を修得していること。

④ 履修する年度までに中学校の「各教科の指導法」に関する科目を２単位以上修得していること。

（４）「幼稚園実習」

① 履修する年度までに90単位以上を修得していること。

② 履修する年度までに「教育実践実習Ａ」の単位を修得していること。

③ 履修する年度までに「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」の単位を修得していること。

（５）「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」
（小学校教員養成コース特別支援教育プログラム対象）

① 履修する年度までに 90 単位以上を修得していること。
② 履修する年度までに「教育実践実習Ａ」の単位を修得していること。
③ 履修する年度までに「教育実践実習事前・事後指導（幼・小）」の単位を修得していること。
④ 履修する年度までに特別支援学校教諭免許状の必修単位をすべて修得していること。

（６）「地域学校協働インターンシップ」

① 履修する年度までに「教育実践実習Ａ」の単位を修得していること。
② 教員採用試験を受験（予定）していることが望ましい。

【２】中学校教諭免許状を主たる免許状とする場合
中学校教員養成コース、理数系教員養成コース（中等理科教育／中等数学科教育プログラム）
実習科目の履修時期（中学校を主たる免許状とする場合）

免許状	２年次	３年次	４年次
小学校			「教育実践実習Ａ」（３週間） 「地域学校協働インターンシップ」
中学校 （必修）	「教育実践実習事前・事後指導（中・高）」 （事前指導） 「教育実践基礎実習（中・高）」（１週間） 「教育臨床体験（介護等体験）」（施設） 「教育臨床体験（介護等体験）」（学校）	「教育実践実習Ｂ」（３週間） 「教育実践実習事前・事後指導 （中・高）」（事後指導）	
特別支援学校※	「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」（事前指導）		「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」（３週間）（実習及び事後指導）

※特別支援学校免許の取得は、中学校教員養成コース特別支援教育プログラム選択者に限る。

『教育実習』に係る科目の履修条件は以下のとおりとする。

（１）「教育実践基礎実習（中・高）」

① 履修する年度までに 30 単位以上を修得していること。（ただし、「教職論」、「教育原論」及び「発達心理学」のいずれかの履修を含むこと。）
② 履修する年度に「教育実践実習事前・事後指導（中・高）」事前指導を履修していること。
③ 履修する年度までに（履修する年度の前期を含む。）に主となる免許教科（教育プログラム）の中学校の「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

（２）「教育実践実習Ｂ」

① 履修する年度までに 60 単位以上を修得していること。
② 履修する年度までに「教育実践基礎実習（中・高）」の単位を修得していること。
③ 履修する年度までに「教育臨床体験（介護等体験）」の単位を修得していること。
④ 履修する年度までに主となる免許教科（教育プログラム）の中学校の「各教科の指導法」に関する科目を２単位以上修得していること。

（３）「教育実践実習Ａ」

① 履修する年度までに 90 単位以上を修得していること。
② 履修する年度までに「教育実践実習Ｂ」の単位を修得していること。
③ 履修する年度までに「教育実践実習事前・事後指導（中・高）」の単位を修得していること。
④ 履修する年度までに小学校の「各教科の指導法」に関する科目を２単位以上修得していること。

（４）「特別支援学校教育実習（事前・事後指導を含む）」
（中学校教員養成コース特別支援教育プログラム対象）

① 履修する年度までに 90 単位以上を修得していること。
② 履修する年度までに「教育実践実習Ｂ」の単位を修得していること。
③ 履修する年度までに「教育実践実習事前・事後指導（中・高）」の単位を修得していること。
④ 履修する年度までに特別支援学校教諭免許状の必修単位をすべて習得していること。

（５）「地域学校協働インターンシップ」

① 履修する年度までに「教育実践実習Ｂ」の単位を修得し、かつ履修する年度に「教育実践実習Ａ」履修していること。
② 教員採用試験の受験（予定）している者が望ましい。

【３】「教育実践実習Ｃの履修について」

高等学校教諭免許状に関する「教育実践に関する科目（第五欄）」の「教育実習」の単位については、中学校教諭免許状の取得に必要な「教育実践実習Ｂ」の修得で満たすことができるが、「教育実践実習Ｃ」の履修を希望する者は、２年次前期終了までに教育学部教務担当まで申し出ること。履修に関する詳細は申し出時に案内する。なお、教育実習は、４年次に「教育実践実習Ｃ」として２週間行う。

Ⅷ　諸資格取得のための履修方法等

１　学校図書館司書教諭資格取得のための履修方法等

学校図書館司書教諭の資格を取得するには、学校図書館司書教諭講習の省令５科目 10 単位を取得しなければならない。本学部では、学校図書館司書教諭講習相当科目として次の科目を開講している。

なお、学校図書館司書教諭の資格を取得するには、教員免許状の取得が必要。

学校図書館司書教諭講習相当科目

省令科目	授業科目名	授業形式	開講単位	必修選択の別	開講週時間数								備考
					１年		２年		３年		４年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	講義	2	必					2				隔年開講
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	講義	2	必					2				隔年開講
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	講義	2	必					2				隔年開講
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	講義	2	必					2				隔年開講
情報メディアの活用	情報メディアの活用	講義	2	必					2				隔年開講

・毎年すべての授業科目が開講されているわけではないので注意すること。
・受講資格・学校図書館司書教諭講習規定に基づき２年以上在学する学生で、62 単位以上習得した者とする。

【修了証書授与に係る書類申請について】

本学では司書教諭講習を実施していないため、書類申請の受付を行っていない。
書類申請は、学校図書館司書教諭講習の実施期間（他大学等）へ自身で行うこと。

○申請の主な流れ

１．文部科学省 HP にて学校図書館司書教諭講習の実施期間を確認する。
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/index.htm
２．実施期間の申請スケジュールを要確認の上、募集要項に記載の必要書類一式を揃え郵送等で申請を行う。
（５～６月頃）

申請書類はおおよそ以下のとおり
①申込書
②単位取得証明書（学校図書館司書教諭講習科目）
③成績証明書（62 単位取得証明書）※在学中の場合
④教育職員免許状授与証明書※教育職員免許状をすでに取得している場合
⑤返信用封筒

※実施期間によって実施内容や提出内容が異なるため、申請を行う際は必ず実施機関へ確認を行ってください。

２　社会教育主事資格取得のための履修方法等

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職で、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に必ず置かれることとなっている。

社会教育主事となるには、社会教育法第９条の４により「大学に２年以上在学して、62 単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で第１号イからハまでに掲げる期間（※）を通算した期間が１年以上になる者」による方法がある。

その文部科学省令である社会教育主事講習等規定の第 11 条には、「法第９条の４第３号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする」と規定されている。

修得すべき科目と単位

省令科目	最低修得単位数	必修・選択	本学部で開設する授業科目	単位数	開講学年
生涯学習概論	4	必修	生涯学習概論	2	2
			社会教育論	2	2
生涯学習支援論	4	必修	生涯学習支援論 A	2	2
			生涯学習支援論 B	2	2
社会教育経営論	4	必修	社会教育経営論Ａ	2	3
			社会教育経営論Ｂ	2	3
社会教育特講	8	選択必修	教育社会学	2	2
			社会教育団体論	2	2
			社会教育施設	2	2
			博物館学（概論）	2	1
			博物館学（経営論）	2	2
			博物館学（資料論）	2	2
			情報システムと教育	2	2
			生涯学習と造形	2	2
			教育原論	2	1
			道徳教育の理論と実践	2	2
			教員になるための学校防災	2	3
社会教育実習	1	実習	社会教育実習	2	2
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	選択	社会教育演習	2	3
			社会教育課題研究	2	3

備考

・社会教育主事資格については、教員免許状と異なり、免許状のようなものはないが、上記の「修得すべき科目と単位」を満たした者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。（大学が発行する単位修得証明書にて証明する。）

・上記の本学で開講する科目については、毎年すべての授業科目が開講されているわけではないので注意すること。

※イ　社会教育主事補の職にあった期間

ロ　官公署または社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ　官公署または社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある授業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の修得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

3　学芸員となる資格の取得について

1．学芸員の職務

学芸員は、博物館法に基づいた博物館に置くこととされている、資料の収集・保管・調査研究・展示・教育普及活動などの専門的事項をつかさどる職員のことである。

2．学芸員の資格

学芸員となる資格は、博物館法第５条及び博物館法施行規則に規定されている。学士の学位を有し、大学において文部科学省令に定める博物館に関する科目の単位を修得することによって得ることができる。

ただし、学芸員については、下記の要件を満たしても免許状のようなものは発行されない。資格の証明が必要な場合は、単位取得証明書を取得すること。

3．単位の取得方法

学芸員となる資格の取得に必要な科目と単位数は、博物館法施行規則第１条第１項に規定する９科目 19 単位です。それらの科目と関係は下表のとおりとする。

科目番号	省令科目名	単位数	開講科目	単位数	開講学年	備考
1	生涯学習概論	2	生涯学習論	2	2	
2	博物館概論	2	博物館学（概論）	2	1	
3	博物館経営論	2	博物館学（経営論）	2	2	
4	博物館資料論	2	博物館学（資料論）	2	2	
5	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3	
6	博物館展示論	2	博物館展示論	2	3	
7	博物館教育論	2	博物館教育論	2	3	
8	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	3	
9	博物館実習	3	博物館実習	3	2	博物館概論２単位と、上記の科目番号３～８のうち１科目２単位以上を修得済みのものを対象とする
		19		19		

上記の科目について、以下のとおりとする。

科目番号５～９：自由選択科目

４　公認心理師科目の履修方法（心理支援系教員養成コース限定）

公認心理師試験の受験資格を得るためには、大学において指定の心理学科目を修めた後、①大学院において指定の心理学科目を修めてその課程を修了するか、あるいは、②大学卒業後一定期間の実務経験を積むことが必要である。大学における指定科目は、下表のとおりである。

公認心理師科目	開講科目名	科目区分	授業形式	開講単位	開講時期	週時間数
①公認心理師の職責	公認心理師の職責	発展	講義	2	3前	2
②心理学概論	心理学概論	基礎	講義	2	1前	2
③臨床心理学概論	臨床心理学概論	専門	講義	2	2後	2
④心理学研究法	心理学研究法	専門	演習	2	2後	2
⑤心理学統計法	心理学統計法	基礎	講義	2	1後	2
⑥心理学実験	心理学実験	基礎	演習	4	2前	4
⑦知覚・認知心理学	認知心理学（知覚・認知心理学）	基礎	講義	2	2後	2
⑧学習・言語心理学	学習心理学（学習・言語心理学）	基礎	講義	2	2前	2
⑨感情・人格心理学	感情・人格心理学	基礎	講義	2	2前	2
⑩神経・生理心理学	神経・生理心理学	基礎	講義	2	2後	2
⑪社会・集団・家族心理学	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	専門	講義	2	3後	2
⑫発達心理学	発達心理学	中心	講義	2	1後	2
⑬障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	専門	講義	2	2後	2
⑭心理的アセスメント	心理的アセスメント	専門	演習	2	3前	2
⑮心理学的支援法	心理学的支援法	専門	講義	2	3前	2
⑯健康・医療心理学	健康・医療心理学	発展	講義	2	2後	2
⑰福祉心理学	福祉心理学	専門	講義	2	2後	2
⑱教育・学校心理学	教育・学校心理学	基礎	講義	2	1後	2
⑲司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	発展	講義	2	2前	2
⑳産業・組織心理学	産業・組織心理学	発展	講義	2	2前	2
㉑人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	発展	講義	2	2後	2
㉒精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	発展	講義	2	2後	2
㉓関係行政論	関係行政論	発展	講義	2	3後	2
㉔心理演習	心理演習	発展	演習	2	3前	2
㉕心理実習	心理実習Ⅰ*	発展	実習	1	3後	集中(45h)
	心理実習Ⅱ	発展	実習	1	4前	集中(45h)

上記①～㉕すべての単位を修得する必要がある。

＊「心理実習Ⅰ」の履修は、上表の科目から「心理学統計法」、「教育・学校心理学」、「臨床心理学概論」、「心理的アセスメント」、「心理学的支援法」、「心理演習」を含む公認心理師科目 26 単位以上を修得済みであることを条件とする。

Ⅸ　養護教諭特別別科

１　概要

２　授業科目、単位数及び履修方法

３　教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）

Ⅸ　養護教諭特別別科

1　概要

1－1　目的

養護教諭特別別科は、看護師の資格を有する者に対し、養護教諭として必要な教育を行い、養護教諭一種免許状取得の所要資格を満たし、資質の優れた養護教諭の養成を図ることを目的としている。

1－2　修業年限　1年

1－3　カリキュラム及び履修方法

（1）授業科目、単位数及び履修方法

山形大学養護教諭特別別科規定第16条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法を別表のとおり定める。

（2）修了単位数

ア	一般教育科目	6単位以上
イ	保健体育科目	2単位以上
ウ	専門教育科目	┐
エ	発展科目	┘ 30単位以上

1－4　修了後の資格

所定の課程を修了した者は、養護教諭一種免許状を取得することができる。
（ただし、看護師資格を取得できなかった場合は、教員免許状も取得できない。）

別表

2　授業科目、単位数及び履修方法

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	授業形式	開講単位	必修選択別	開講週時間数 前期	開講週時間数 後期	備考
一般教養科目		外国語コミュニケーション		演習	2	必修	2		
		芸術		講義	2	選択	2		
		日本国憲法		講義	2	必修	2		
		社会科学		講義	2	選択	2		
		自然科学		講義	2	選択	2		
		情報機器の操作		講義	2	必修		2	
		生活科学		講義	2	選択	2		
保健体育科目		体育Ⅰ		実技	1	選必	2		
		体育Ⅱ		実技	2	選必		4	２単位以上修得してください。
		スポーツ原理		講義	2	選必	2		
		生涯スポーツ学		講義	2	選必	2		
		トレーニング論		講義	2	選必	2		
専門教育科目	養護に関する科目	衛生学･公衆衛生学（予防医学を含む。）	衛生学	講義	2	必修	2		
			衛生学演習	特別演習	1	選択		2	
		学校保健	学校保健Ⅰ	講義	2	必修	2		
			学校保健Ⅱ	特別演習	1	選択		2	
			健康教育概説	講義	2	選択		2	
			学校における救急処置	講義	2	必修	2		
		養護概説	養護教諭論Ⅰ	講義	2	必修	2		
			養護教諭論Ⅱ	特別演習	1	選択		2	
			養護活動演習	演習	2	必修		2	
		健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動論	講義	2	必修	2		
		栄養学（食品学を含む。）	栄養学・食品学	講義	2	必修		2	

必修を含め、単位を修得してください。

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目	授業形式	開講単位	必修選択別	開講週時間数 前期	開講週時間数 後期	備考
専門教育科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	講義	2	必修	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）	教職論	講義	2	選択	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	講義	2	2単位選択必修	2		
			学習心理学	講義	2		2		
		教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	講義	2	2単位選択必修	2		
			教育経営学	講義	2			2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育総論	講義	2			2	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成論	講義	2			2	必修を含め、単位を修得してください。
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習時間及び特別活動に関する内容	道徳の理論と実践	講義	2		2		
			総合的な学習の時間論	講義	2		2		
			特別活動論	講義	2			2	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	講義	2			2	
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導	講義	2		2		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	講義	2			2	
	教育実践に関する科目	養護実習	養護実習に係る事前・事後指導	実習	1	必修	1		
			養護実習	実習	3	必修	3週間		
発展科目	大学が独自に設定する科目		障害児の発達	講義	2	選択		2	
			生涯学習論	講義	2	選択		2	
			臨床心理学概論	講義	2	選択		2	

3　教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）

教育職員免許法（抜粋）

別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八〇
	一種免許状	イ　学士の学位を有すること。	五六
		ロ　保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	一二
		ハ　保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	二二
	二種免許状	イ　短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	四二
		ロ　保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ　保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	

備考

一　第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

二　専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三　この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

四　一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第九条　免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	第一欄	養護及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	養護教諭		
				専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	養護に関する科目		二八	二八	二四
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	八	八	五
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	六	六	三
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	五	五	四
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三一	七	四

備考

一　養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。

イ　専修免許状又は一種免許状　衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上

ロ　二種免許状　衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上

二　道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。

三　養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

三の二　前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

四　教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

五　教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。

六　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

イ　専修免許状　養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ　一種免許状又は二種免許状　養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

七　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

八　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

Ｘ　関係規則

１　山形大学学部規則（抄）

２　山形大学教育学部履修規程

３　教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）等

４　山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

1. 山形大学学部規則（抄）

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第 23 条第２項の規定に基づき，山形大学（以下「本学」という。）の学部における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　本学は，教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神にのっとり，学術文化の中心として広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて，平和的民主的な国家社会の形成に寄与し，文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

（修業年限）

第２条　修業年限は，４年とする。ただし，医学部医学科にあっては６年とする。

第２条の２　在学期間は，修業年限の 2 倍を超えることができない。

２　前項の規定にかかわらず，教育上必要と認めるときは，進級等の基準を設け，同一年次等に在学できる期間を各学部等において定めることができる。

３　編入学，転入学，再入学又は転学部(学環を含む。以下同じ。)若しくは転学科を許可された者は，第 17 条に規定する在学すべき期間の 2 倍を超えることができない。

（修業年限の通算）

第３条　第 40 条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，当該学部等の長は，修得単位数等に応じ，相当期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は当該学部等の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。

２　前項に規定する修業年限の通算は，第 36 条の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数，単位の修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して行う。

（学年）

第４条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第５条　学年を分けて次の２学期とする。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

２　前項に規定する前期の終期及び後期の始期は，学部等の事情により当該学部ごとに変更することがある。

（休業日）

第６条　休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(4) 開学記念日（10 月 15 日）

(5) 春季休業（２月 20 日から入学式の日まで）

(6) 夏季休業（８月１日から９月 30 日まで）

(7) 冬季休業（12 月 25 日から翌年１月 10 日まで）

（入学等）

第８条　入学，編入学，転入学，再入学，転学，留学，休学，復学(第 20 条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は，当該学部等教授会の意見を聴いた上で，学長が許可する。

（編入学等における在学期間等）

第 17 条　編編入学，転入学，再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間，修得科目及び修得単位数は，当該学部等の長の認定による。

(転学)
第 18 条　他の大学に入学又は転学しようとする者は，その理由書を添えて願い出なければならない。
(留学)
第 19 条　本学と協定を締結している外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は，願い出なければならない。
2　留学期間は，在学期間に算入する。
3　第 1 項に規定する外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は，別に定める。
(休学)
第 20 条　病気その他の理由で 2 か月以上修学できない場合は，願い出により休学することができる。
(休学の通告)
第 21 条　病気のため，修学が不適当と認められる者に対しては，学長が休学を命ずることができる。
(休学期間)
第 22 条　休学期間は，1 か年以内とする。ただし，特別の理由により，引き続き休学する場合は，改めて願い出なければならない。
2　休学期間は，通算して 3 年を超えることはできない。ただし，医学部医学科の学生が，在学中に，連携する他大学大学院医学系研究科に入学する場合は，願い出により，4 年を超えない範囲内で，更に延長を許可することができる。
3　前項の規定にかかわらず，風水害等の災害によって修学が困難と認めた者に対しては，1 年を超えない範囲で学長が休学を許可することができる。ただし，この休学期間については，前項の休学期間に算入しないものとする。
4　休学期間は，在学期間に算入しない。
(復学)
第 23 条　休学期間が満了した場合には，復学しなければならない。ただし，第 21 条の規定により休学を命じられていた者が復学する場合には，願い出なければならない。
2　休学期間内にその事由が消滅した場合は，願い出により復学することができる。
(退学)
第 24 条　退学しようとするときは，その理由書を添えて願い出なければならない。
(除籍)
第 25 条　次の各号の一に該当する者は，学部等の長の意見を聞いて学長が除籍する。
（1）　第２条の２に規定する在学期間を超えた者
（2）　成業の見込みがない者
（3）　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で，所定の期日までに入学料を納付しないもの
（4）　授業料の納付を怠り，督促を受けてもなお納付しない者
（単位数の計算方法）
第 31 条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。
（1）　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で，別に定める時間の授業をもって１単位とする。
（2）　実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で，別に定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，別に定める時間の授業をもって１単位とする。
2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。
3　基盤共通教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は，第１項の規定に基づき，基盤共通教育履修規程の定めるところによる。
4　専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は，第１項及び第２項の規定に基づき，各学部等の定めるところによる。

（他大学等における修得単位の認定）
第 35 条　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は，外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
３　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
４　前３項の規定により修得したものとみなし，又は授与することができる単位数は，合わせて 60 単位を超えないものとする。
(入学前の学修成果の認定)
第 36 条　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるとき，当該学部等の長は，学生が本学に入学する前に行った前条第３項に規定する学修を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。
３　前条及び前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は授与することができる単位数は，第 17 条に規定する編入学等の場合を除き，本学で修得した単位以外のものについて合わせて 60 単位を超えないものとする。
(授業料の納付)
第 48 条　授業料は，年額を前期，後期に等分に分け，次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし，科目等履修生，研究生及び特別聴講学生については，第 1 号によるものとする。
（１）　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ前期にあっては 4 月 1 日から同月 30 日までに，後期にあっては 10 月 1 日から同月 31 日までに一括して納付する。この場合において，申出により，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
（２）　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ５分の１に分割した額を，前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに，後期にあっては 10 月から２月までの毎月末日までに納付する。
（３）　前期及び後期に係る授業料について，それぞれ２分の１に分割し，更に５分の１に分割した額を，前期にあっては４月から８月までの毎月末日までに，後期にあっては 10 月から２月までの毎月末日までに納付する。残る２分の１の額については，前期にあっては８月末日までに，後期にあっては１月末日までに加算して納付する。
２　前項第１号により授業料を納付しようとする者のうち，納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては，別に定めるところにより，延納を許可することがある。
３　研究生が在学期間を延長したときは，その延長した在学予定期間に応じてその期間分に相当する額を，当該期間における当初の月の末日までに，納付しなければならない。
（編入学等の授業料）
第 49 条　編入学，転入学又は再入学した者の授業料の額は，入学したその年次の在学者と同額とする。
(退学等の場合の授業料)
第 50 条　退学又は除籍の場合は，退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければならない。
２　留学又は停学の場合は，その期間中の授業料は，納付しなければならない。

(授業料の免除)

第 51 条　経済的理由で，授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学，退学又は除籍等の特別な理由があるときは，別に定めるところにより，授業料の全部又は一部を免除することがある。

(延納及び免除の申請)

第 52 条　第 48 条第２項及び前条の規定により，授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は，願書に所定の書類を添えて，指定の日までに願い出なければならない。

(延納の期間)

第 53 条　第 48 条第２項に基づく延納の期間は，納付期限から２か月以内とする。ただし，特別な事情があると認められる場合は，当該納付期限を当該年度の３月 31 日まで更新することができる。

(復学した場合の授業料)

第 54 条　復学した場合の授業料は，復学の当月から次学期の前月までの分を，１か月につき年額の 12 分の１の額の割で，復学の際納付しなければならない。

(協定による科目等履修生等の検定料等)

第 55 条　第 45 条，第 46 条第１項及び第 48 条第１項の規定にかかわらず，科目等履修生及び研究生については検定料，入学料及び授業料を，特別聴講学生については授業料を，協定の定めるところにより，徴収しないことができる。

(表彰)

第 64 条　学生として表彰に価する行為があったときは，学長が表彰することがある。

２　表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第 65 条　本学の定める諸規則に違反し，又は学生の本分に反する行為があったときは，当該学部教授会の意見を聴いた上で，学長が懲戒する。

２.山形大学教育学部履修規程

（趣旨）

第１条　山形大学教育学部(以下「学部」という。)における教育課程及び履修方法については，山形大学学部規則(以下「学部規則」という。)及び山形大学科目履修規程に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（課程及びコース）

第２条　学部に次の課程を置き，定員を次のとおりとする。

学校教育教員養成課程　145人

２　学校教育教員養成課程に，次のコースを置く。

小学校教員養成コース

中学校教員養成コース

理数系教員養成コース

心理支援系教員養成コース

３　前項に規定するコースに，教育課程に応じたプログラムを置く。

４　各コースに置くプログラムについては，別に定める。

（基盤共通教育に関する科目の履修）

第３条　基盤共通教育に関する科目(導入科目，基幹科目，教養科目及び共通科目)の履修は，山形大学基盤共通教育履修要項に定めるもののほか，別表１のとおりとする。

（専門教育科目の区分）

第４条　専門教育科目の区分は，別表２のとおりとする。

（単位の計算方法）

第５条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

（１）　講義及び演習については，30時間の授業をもって2単位とする。ただし，特別演習については，30時間をもって１単位とする。

（２）　実験，実習及び実技については，30時間から45時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（授業科目の履修）

第６条　最低修得単位数及び履修方法は，別表３のとおりとする。

２　学生は，履修しようとする授業科目を，学年又は学期の始めの定められた期日までに登録しなければならない。

（成績評価及び単位認定）

第７条　成績の評価は，原則として当該授業の修了する学期末に行う。

２　成績の評価は，100点満点とし，60点以上を合格とする。ただし，教育臨床体験（介護等体験）を除く。

３　単位の認定は，試験・報告・論文及び平常成績等による担当教員の審査に基づき教授会が行う。

４　追試験・再試験は，原則として行わない。ただし，病気その他やむを得ない事情のため受験できなかった者は，願い出により認めることがある。

（卒業認定）

第８条　教授会は，４年以上在籍し（休学期間を除く），本学部の定める科目を履修し，所定の単位を修得した者に関し，学長が卒業を認定するに当たり意見を述べるものとする。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか，教育課程及び履修方法に関する必要な事項は，教授会の議を経て学部長が別に定める。

附　則

この規程は，令和８年４月１日から施行する。

別表１

基盤共通教育科目の履修

導入科目	「スタートアップセミナー」，「みずから学ぶ」及び「学部導入セミナー」を含めて5単位以上を修得すること。
基幹科目	「人間を考える・共生を考える」，「山形から考える」及び「現代を生きる」の各領域から，それぞれ１科目２単位ずつの計６単位を修得すること。
教養科目及び共通科目	教養科目は，『文化と社会』領域の「日本国憲法」２単位及び『自然と科学』領域から２単位以上を含めて，４単位以上修得すること。 共通科目は，『情報科学』領域から「情報処理」２単位及び「データサイエンス（基礎）」２単位，『健康・スポーツ』領域から「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」，または「スポーツセミナー」を含めて２単位以上を修得すること。また，『コミュニケーション・スキル１』領域※（英語１：「総合英語」（２単位）、「コミュニカティブ英語」（２単位） 英語２：「 発展英語Ａ」（２単位）、「発展英語Ｂ」（２単位） 英語３：「発展英語Ｃ」（２単位））10単位及び『コミュニケーション・スキル２』領域（１か国語）４単位を修得すること。『サイエンス・スキル』領域及び『キャリアデザイン』領域は自由選択科目に充てられる。

別表２

専門教育科目の区分

中心科目	教育を中心とする地域の諸課題およびウェルビーイング増進に資する諸科学について理解するための科目群と、専門教育で学んでいる知識・技能を総合的に活用しながらウェルビーイング増進の観点から地域の諸課題解消に向けて企画・運営・実行していく実践演習のための科目群により、専門分野の知識と技能を実践の場で活用するための基礎力を育成する。［１，２，３年次に履修］
基礎科目	主に必修・選択必修科目を配置し，各コースが養成する人材像を理解させるとともに，その実現のために必要とされる基礎的知識と技能とを習得させ，特に論理的な思考力を育成する。［主に２年次に履修］
専門科目	「実践力と分析力とを向上させる」というテーマのもと，演習・実習科目や高度な専門知識の習得を目的とする科目を配置し，分析力を向上させるとともに，習得した知識技能を総合して実践する力を育成する。［主に３年次に履修］
発展科目	自らの志望や適性に応じて学生に選択させ，総合的かつ実践的な問題解決能力を育成する。［主に２～４年次に履修］
自由選択科目 (自由科目)	地域の課題を広い視野から捉えられる能力を育成し，具体的な課題解決法を実践できる高い専門的知識及び技能を学生が主体的かつ能動的に習得できるように，「基盤共通教育科目」「専門教育科目」区分の科目の超過分，また他コース，他学部，他大学で修得した単位を学生の自由選択により履修させる。

別表３

学校教育教員養成課程の最低修得単位数

科目／コース	基盤共通教育科目				専門教育科目				自由選択科目	総計
	導入科目	基幹科目	教養科目	共通科目	中心科目	基礎科目	専門科目	発展科目		
小学校教員養成コース	5	6	4	20	10	38	25	8	14	130
中学校教員養成コース	5	6	4	20	10	30	26	8	21	130
理数系教員養成コース（小学校）	5	6	4	20	10	40	20	15	10	130
理数系教員養成コース（中学校）	5	6	4	20	10	26	35	14	10	130
心理支援系教員養成コース	5	6	4	20	8	42	27	12	6	130

・「基盤共通教育科目」「専門教育科目」については，別表１・別表２を参照のこと。

・「専門教育科目」の各区分は，区分中必修科目を全て修得した上で，最低修得単位数以上を修得すること。

・「自由選択科目(自由科目)」は「基盤共通教育科目」「専門教育科目」の各区分で最低修得単位数を超過した単位を充ててもよい。また，他コース，他学部，他大学等で修得した単位を充てることができる。

・小学校教員養成コース，理数系教員養成コース（小学校）および心理支援系教員養成コースは卒業要件として，小学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

・中学校教員養成コース，理数系教員養成コース（中学校）については，卒業要件として，主となる免許教科の中学校の教育職員免許状を取得できる単位修得が必要である。

3　教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（抜粋）等

教育職員免許法（抜粋）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六

備考

一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

一の二　文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三　第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六　前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第一章　単位の修得方法等

第一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二　免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三　免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条　免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	一六	一六	一二
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	四	四	四
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三八	一四	二

備考

一　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三　教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五　カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ　幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ　教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ　教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六　教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程

を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号及び第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七　教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八　教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九　教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九の二　前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第二十二項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

十一　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十二　教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十三　保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十五　専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条　免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

備考

一　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二　各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四の二　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、一単位以上修得するものとする（次条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五　教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六　各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条　免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二八	二八	一二
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇（六）	一〇（六）	六（三）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇（六）	一〇（六）	六（四）
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五（三）	五（三）	五（三）
			教職実践演習	二	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		二八	四	四

備考

一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）

ロ　社会　日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」

ハ　数学　代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ニ　理科　物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

ホ　音楽　ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ　美術　絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト　保健体育　体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

チ　保健　生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ　技術　材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ

ヌ　家庭　家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

ル　職業　産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ　職業指導　職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ　英語　英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ　宗教　宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二　前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

三　英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四　第一号中「　」内に示された事項は当該事項の一以上にわたつて行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

五　各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

六　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。

七　教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。

八　教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）

八の二　前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九　音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条　免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二四	二四
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇（四）	一〇（四）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	八（五）	八（五）
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三（二）	三（二）
			教職実践演習	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三六	一二

備考

一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ　地理歴史　日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ　公民　「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ　数学　代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ　理科　物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

ヘ　音楽　ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ト　美術　絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

チ　工芸　図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ　書道　書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ　保健体育　体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ル　保健　「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ヲ　看護　「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習

ワ　家庭　家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

カ　情報　情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術

ヨ　農業　農業の関係科目、職業指導

タ　工業　工業の関係科目、職業指導

レ　商業　商業の関係科目、職業指導

ソ　水産　水産の関係科目、職業指導

ツ　福祉　社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ　商船　商船の関係科目、職業指導

ナ　職業指導　職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ラ　英語　英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

ム　宗教　宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二　各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三　教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

五　数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六　工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

七　専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条　免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目				免許状の種類		
				特別支援学校教諭		
				専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		二	二	二
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	十六	十六	八
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	五	五	三
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		三	三	三

備考
一　第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
二　第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
ロ　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
三　教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。
四　知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。
五　第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
六　第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
七　前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

2　免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる
3　専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。
4　特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
5　前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。
6　免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
　一　学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
　　イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状に新教育領域の追加

の定めを受けようとする場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）

ロ　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ一単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目一単位）以上

二　前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

三　実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

7　第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする

8　免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

４　山形大学学生の懲戒に関する規程（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規程は，山形大学学部規則第 65 条及び山形大学大学院規則第 31 条に規定する学生の懲戒について，適正かつ公正な運用を図るため，必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の対象行為）

第２条　学長は，次の各号の一に該当する行為を行った学生(以下「当該学生」という。)に対して懲戒を行う。

（１）犯罪行為及びその他の違法行為

（２）ハラスメント等の人権を侵害する行為

（３）試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為

（４）情報倫理に反する行為

（５）学部規則その他本学の諸規則に違反する行為

（６）本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

（７）その他学生としての本分に反する行為

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

（１）戒告学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め，将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。

（２）停学一定の期間，学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし，ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。

（３）退学学生としての身分を失わせる。この場合，再入学は認めない。

２　停学の期間は無期又は有期とし，無期の停学とは，期限を付さずに命じる停学をいい，有期の停学とは，3 月以内の期限を付して命じる停学をいう。

３　停学の期間は，在学期間に含め，修業年限に含まないものとする。ただし，3 月を超えない場合には，修業年限に含めることができる。

（その他の教育的措置）

第４条　学部長，学環長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は，前条に規定する懲戒のほか，教育的措置として口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

２学部長等は，前項に定める厳重注意を行ったときは，別記様式１により，速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

（懲戒の量定）

第５条　懲戒処分の量定は，次に掲げる事項を基礎に，行為者の状態等並びに行為の悪質性，重大性を総合的に判断して行う。

（１）非違行為の動機，態様及び結果

（２）故意又は過失の別及びその程度

（３）過去の非違行為の有無

（４）日常における生活態度及び非違行為後の対応

２　懲戒処分の量定に当たっては，個々の事案の事情に即し，処分を加重軽減することがある。

別表（第５条関係）
懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人，強盗，強制性交等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗，詐欺，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学，停学又は戒告
	痴漢行為(覗き見，盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学，停学又は戒告
	ストーカー行為	退学，停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は戒告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合(幇助を含む)	退学又は停学
	無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反(幇助を含む)	停学又は戒告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は戒告
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において，監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告
	山形大学の研究活動における行動規範に関する規程第５条第１項に定める不正行為	退学，停学又は戒告
非違行為	本学の教育研究又は管理運営に対する業務妨害を目的とした暴力的行為	退学，停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠による本学への業務妨害行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等による本学への業務妨害行為	停学
	本学に対する風説の流布等による威力業務妨害又は偽計業務妨害行為	退学，停学又は戒告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学，停学又は戒告
	キャンパス・ハラスメントに当たる行為	退学，停学又は戒告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は戒告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した場合	停学又は戒告
	本学が実施する情報セキュリティ対策に違反し，本学の教育研究又は管理運営に重大な支障を生じさせた場合	停学又は戒告

◇ 小白川キャンパスマップ

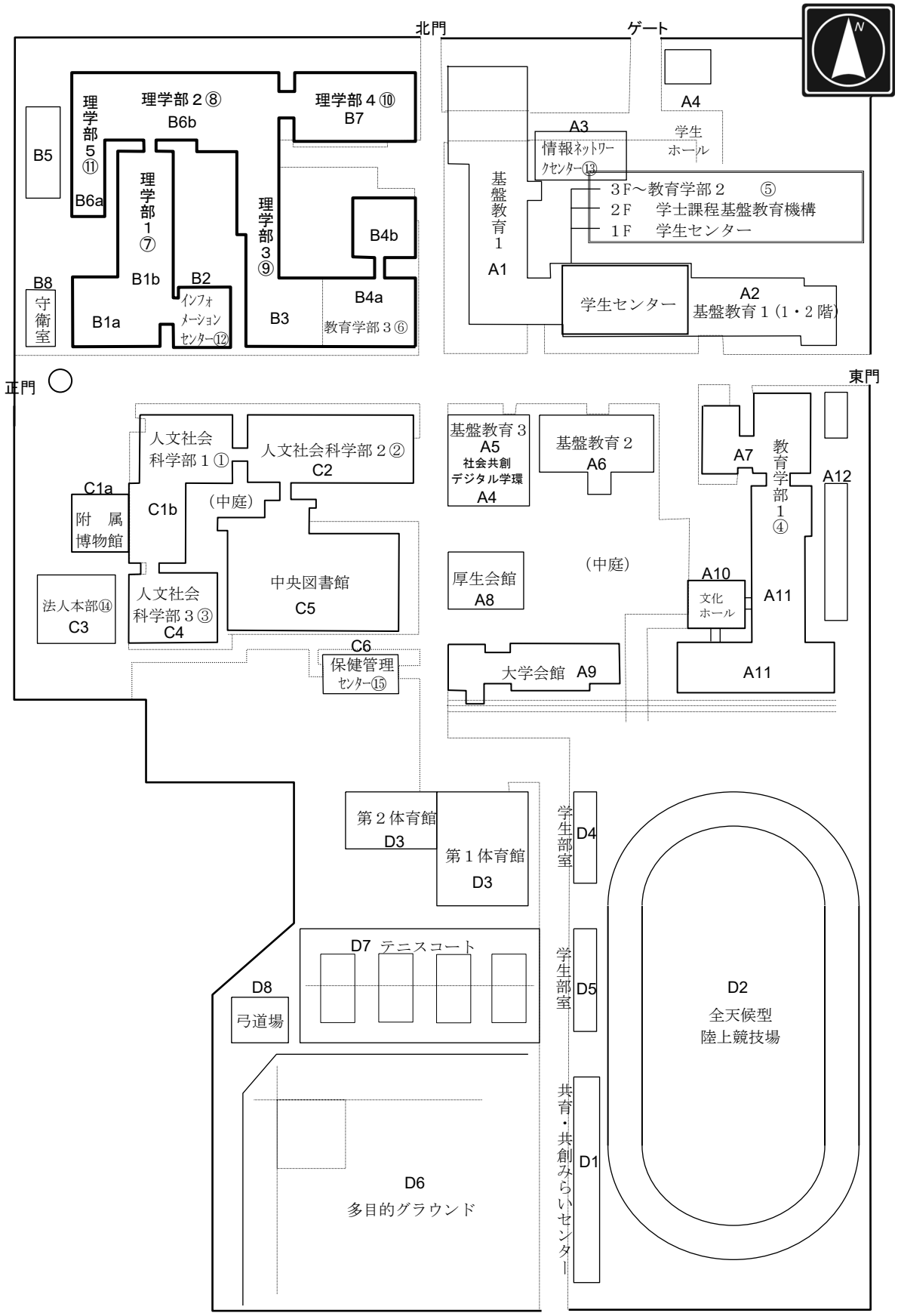

学生番号	氏名